

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No269
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所が離れていることや施工時間が合わないことも多く、1日の工事件数に限界があります。しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班あたりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名＋ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>「提出された意見内容」については、工事実施を行う上での一部の意見であり、工事実施して貰うユーザ側の立場が加味されていないことや、工事従事者の数についても工事内容によって技術内容が変わる事など考慮すれば、簡単にできるものではないとこと、また、光ネットワークの品質を確保するためには、光に関する技術力、知識等を有する従事者が実施することが必要不可欠であり、意見内容は実態と大きく乖離している。</p> <p>具体的には、 光開通実施に当たっては、NTTの交換局内から各家庭周辺まで光を布設する工事、及び光アクセス回線と各家庭に光を引き込むための工事が必要になる。</p> <p>まず、各家庭周辺まで光ケーブルを布設する工事においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画段階において <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル心線数[大きさ] ・ルート検討、 ・設計の実施 ・工事物品調達 ・道路、私有地の占有許可申請と折衝 など 工事実施段階においては、

	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注 ・ケーブル布設のための道路使用許可取得 ・住人への工事説明会 <p>にかなりの時間と稼働を要する。</p> <p>3. 光アクセス回線から各家庭に光ケーブル工事では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事日の調整 ・工事日当日の不在による手戻り ・工事当日ユーザ都合による日程変更 ・ビルオーナー、マンション理事会等の許可 など <p>地域指定で工事を行う場合にあっても、必ずしも意見内容のように要領よく工事が実施できるとは、考えにくいのが現状である。</p> <p>以上のような前述した課題等を考慮すると、現状においては、</p> <p>全くの更地に施工者の都合で工事ができる環境にはなく、道路管理者、警察、地権者、各家庭等の間で折衝を重ねながら工事を行っていることを十分考慮すると、理想的環境下での計算のみをもって結論を下すことは適切ではないと考える。</p> <p>このことから これまでの光工事の経験を踏まえた上述の課題等を考慮すると、4200万の光開通を5年間で実施することは現実性に欠けると言わざるを得ない。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No269
	意見提出者	
	提出された意見内容(該当部分)	<p>逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤100%整備を推進した場合、NTT東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既にNTT東西殿の独占的状态となっている市場環境(NTT東西殿の光サービスシェアは74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成21年度第4四半期(3月末))」)より)をさらに悪化させることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>『競争相手の会社が利益をあげることで適切な競争が確保できない』との意見ですが、現行ルールの中で企業として利益確保に向け努力していくことは、健全な企業経営であると考え</p> <p>もし、現行のルールに問題があるのであれば、そのことを議論すべきと考え。</p> <p>また、全国の隅々まで光サービスを提供することを負わされている会社と都市部を中心にサービス提供している会社の光サービスシェアを全国平均値ベースで議論</p>

	<p>することは意義が見出せないを考える。 つまり、シェア議論をするのであれば、双方が光サービスを提供しているエリアにおいて議論することに意味がある と考える。 このことから、都市部においては、既に競争が相当進んでおり、NTT独占との指摘は的を得てない と考える。</p>
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	28、68
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>意見番号 28</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未整備の10%エリアは国土面積約50%で投資効率は極めて低い。 ・ この地域の光設備構築を進める方式として IRU は優れた方式。 ・ 設備保守及び運用も重要であり一定のサービス水準が保たれる必要がある。新たなアクセス系設備会社を設けるのは、準備やサービス定着までに期間を要する、これまで事業者間競争を促進してきた経緯を否定する、新たな独占会社を作ることにもなる、ことから現在の通信事業者を対象とした設備構築コンペにより、最もふさわしい提案を採用すべき。 <p>意見番号 68</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用し易い、より低廉な料金を目指していただくことに全く異論はない。 ・ 『光の道』構想の中で議論されているところの「事業者間の公正競争」、「NTTの組織形態」についての論点については、大きな違和感。 ・ 利用者、国にとってどうかという視点がないから。 ・ 生い立ちの違う各事業者が、自社の都合の良い方に国策を誘導せんがための議論にしか見えない。 ・ 利用者としては、ワンストップで全て面倒をみていただけるサービス体制を望んでおり、NTTを分離したり、分割したりすることに全くメリットを感じない。 ・ むしろ、内輪の競争に明け暮れ、国際的なサービス競争に負けてしまうのではないか。 ・ それこそ、国益を損ねることになる。 ・ 「アクセス会社」分離論について言及すれば、自らの経営判断により設備構築し、サービス提供するという健全な競争環境が失われる。
	上記の意見内容に対する再意見	<p>まさしく指摘の通りと感じます。</p> <p>30%の利用率の改善が優先される課題と思いますが、これはNTTの経営形態とは別次元の課題でしょう。「生い立ちの違う各事業者が、自社の都合の良い方に国策を誘</p>

	<p>導せんがための議論」と移ってしまいます。 取り返しのつかない事態にならないよう、利用者、国民の目線と国力向上の戦略性、経済合理性等で判断すべきであると思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ IRU 等で基盤整備を進める・ 30%の利用率の改善のための国家の支援は何かを熟慮する。・ NTTの経営形態見直し、アクセス会社分離は行わない。
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。
上記の意見内容に対する再意見	現状のままでは、メタル回線の施設保全費の長期にわたる発生のみならず、光回線の利用料の高額化に拍車がかかると考えます。 都市部、地方の差別無く、光回線を全国に提供すること「光の道」に心より賛成いたします。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	「光の道」整備の際に、各世帯にWiFi機能を具備するアダ プタ配布する
上記の意見内容に対する再意見	現在一部機器のみで利用できる「WiFi」だが、全ての家電 製品がWiFi化することで、外出中でも自宅内の機器の 操作が可能となり、生活レベルが飛躍する。是非実現 してほしい	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	光利用率向上について
上記の意見内容に対する再意見	NTT分離による競争環境の公正化を 支持します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見	工事の効率化、維持コストの観点から不要と考える。 最終的に、一般ユーザーへのメリットに繋がるはず。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させる ためには (1)
上記の意見内容に対する再意見	NTT東西の整備主体としてアクセス回線会社の設立は非常に有効的な働きをすると思う。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 「光の道」の整備方法について 2. 「光の道」実現のための競争政策の在りかたについて
上記の意見内容に対する再意見	<p>1. 上記項目に述べられている意見に賛成します。 ブロードバンドは既に光で9割に達しており、残る地域のエリア展開についてはその採算性に依じて、光以外の携帯電話やケーブルテレビ等の多様な手段を用いて現実的な対応を検討する必要があると考えます。(ブロードバンドの100%普及の手段は光だけであるとは思わない) むしろ、現在9割のエリアで使える光が3割程度のサービス加入率にとどまっていることのほうが問題であり、行政、教育や医療分野において有効な活用方法を国、事業者が一体となって検討し、利活用を促進して欲しい。</p> <p>2. 上記項目に述べられている意見に賛成します。 もうすでに90%のエリアにて利用可能な光回線について、これを貸し出すだけの会社を時間とコストをかけて実施するのは意味が感じられず、我々ユーザの利便性や企業価値を著しく損なうものと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	沖縄県
-------	-----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	228
	意見提出者	北海道情報政策課
	提出された意見内容 (該当部分)	地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同する。そのためにはユニバーサルサービスに「ブロードバンド通信基盤」を早急に対象として追加することにより、国民が等しく負担しあってブロードバンド通信基盤の維持管理・更新を行い、都市部と条件不利地域で情報格差がでないようにしていただきたい。	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	228
	意見提出者	北海道情報政策課
	提出された意見内容 (該当部分)	条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、民間事業者は無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差を解消していただきたい。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同する。沖縄県においては、市町村が整備し、市町村が運営する公設公営方式のブロードバンドサービスも存在する。公設公営方式では、運営する市町村の事務的負担、技術的負担もさることながら、条件不利地域で契約数が伸びない中、維持管理費の負担が大きな課題となっている。こういった公設公営方式にあっても、民間事業者は無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置（国庫補助金の返還不要等）を創設し、条件不利地域と都市部の負担の格差を解消していただきたい。	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	228
	意見提出者	北海道情報政策課
	提出された意見内容 (該当部分)	費用対効果の面から、3.5世代携帯電話などの無線ブロードバンドによる整備も大いに考えられ、早急に3.5世代携帯電話をユニバーサルサービスとして位置づけし、
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同する。離島のブロードバンドサービス費用は都市部と比較して割高であり、携帯電話などの無線ブロードバンドサービス費用とあまり変わらない。実効速度として、携帯電話などの無線ブロードバンドサービスの方が早いケースも考えられ、条件不利地域にとって、よりよい選択ができるよう携帯電話などの無線ブロードバンドもユニバーサルサービスに追加していただきたい。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤廃すること、すなわち、ネットワークコストも二重構造化を完全に廃し、トータル維持費を大幅に削減する
上記の意見内容に対する再意見	長い目で見た時に光回線に一本化することは、トータルコストの面でメリットが大きいことが明白な為、上記の意見に賛同します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式 会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェア を見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離 を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優 位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナ ンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されませ ん。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公 正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各 社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必 要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	既得権益を主張するだけの企業体質を変えるため には、ソフトバンクグループが主張する資本分離に大賛 成である。同じ土俵で競争してこそ顧客還元につながる。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>「光の道」はアクセス回線会社が主体となり、2015 年までに全世界帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約1,000 万のADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約33%から約60%に上昇します。</p> <p>有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り40%の世帯に対しては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世界帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		上記提出された内容に共感を感じ投稿させていただきました。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(2) 光アクセス基盤100%整備に要する2.5兆円の内訳
上記の意見内容に対する再意見	上記光アクセス基盤100%整備を2.5兆円で実施する 案に賛同します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います
上記の意見内容に対する再意見	NTT を主体とした光アクセス回線の独占的なインフラシェアにより、今日、情報通信基盤事業については新規参入が難しいと思われる。アクセス回線部門のスピンアウト会社を作るという意見に賛成であり、競争促進が必要であると考えます。ADSL の時のような情報インフラ革命が、光においても必要である。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	一般社団法人 日本 IHE 協会
-------	------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	244
	意見提出者	医療法人 仁泉会
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>詳細な画像情報等、患者さまの診療において非常に有効な大容量の情報が即座に得られるようになってきており、またその有効な情報が、ブロードバンドネットワークを通じて、時間や場所を越えて他の医療スタッフや医療機関、さらには患者さまへタイムリーに提供できるような仕組みが現実化しつつあります。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>医療情報をネットワークを通じて流通させる際に、流通のためのインフラは整備されつつあると認識しているが、今後、医療情報分野で整備すべきは、内容(コンテンツ)の検討や患者が必要としている情報を如何に迅速に、安全に提供できるかを検討するべきであろう。</p> <p>医療の施設間連携や地域連携を行うためには、標準化が重要であり、情報交換のためのフォーマットやプロトコールなどの標準化を行い、患者、医療機関や工業会等の関係団体と行政、関連省庁が一体となって推進することが必要である。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ディーコープファイナンス株式会社
-------	------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		今後の情報化社会には必要です。賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金を投入するのは民間主導で検討した後の最終判断と考えます。賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		光アクセスが民間主導で実現できるのであれば、素晴らしいことと思います。是非検討をいただきたい。賛同します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社 NTT ぷらら
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	246
	意見提出者	株式会社 NTT ぷらら
	提出された意見内容 (該当部分)	ブロードバンド利用率向上を更に実現するためには、生活に密着した魅力あるブロードバンドコンテンツ・アプリケーションの活性化に注力することが重要
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社はブロードバンド利用率向上のためには、多くの利用者がブロードバンドを利用するメリットを感じる事が重要であり、そのためには実用的かつ魅力的なサービスの提供が必要であると考えています。</p> <p>このことは、今回の意見募集においても「サービス利用率が30%と言うのは、生活に直結した使いやすいサービスが無いからだ」と考える。(No. 32 広島トヨタ自動車株式会社殿)、「超高速ブロードバンドの利用率向上のためには、公共・民間・家庭等が率先して活用するような様々なアプリケーションを充実させ、利用を促進させる事が最も大切である。」(No. 276 日本電気株式会社殿)といった意見として多く提出されています。</p> <p>弊社も引き続き生活に密着した魅力あるブロードバンドコンテンツ・アプリケーションとしてTV向け映像サービスの拡充を推進し、ブロードバンド利用の価値創造に取り組んでいきたいと考えます。</p> <p>また、多様な事業者による活発なサービス、コンテンツ・アプリケーション提供の競争環境を確立するために、一層の規制緩和や制度の見直しが重要になってくると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	西日本電信電話株式会社
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	別紙のとおり
	意見提出者	別紙のとおり
	提出された 意見内容 (該当部分)	別紙のとおり
上記の意見内容に対する再意見		別紙のとおり

「光の道」構想に関する当社再意見

	他社意見	当社意見
基盤整備の在り方・インフラ技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。 【No. 267 KDDI株式会社】 ○ 「光の道」構想は、FTTH だけではなく、HFC や無線など、多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせて実現すべきである。 【No. 243 株式会社ジュピターテレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光(FTTH)は「光の道」を実現する手段の代表例ではありますが、ブロードバンドの基盤整備においては、数多く意見が出されているとおり、全て光で実現するものではなく、地理的条件や経済合理性に応じて、CATVや無線などを含めた多様な技術の中から最適な手段を選択することも必要であると考えます。
光による基盤整備(公的支援の利用)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未整備エリアにおける基盤整備は民間事業者による整備を基本としつつ、引き続き自治体等を通じた公的支援により実現していくことが適当 【No. 224 株式会社ケイ・オプティコム】 ○ 整備後の安定的な維持・運用を確保するため、ユニバーサルサービス制度の創設を行うなど、ランニングコストに対する支援策も講じるべき 【No. 7 福岡県】 ○ 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】 ○ 基盤整備については、国による民間事業者に対する直接的な支援等を含め、あくまでも民間主導による整備を、自治体に負担を生じさせない形で進めるべき。 【No. 64 音更町】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤整備はあくまで民間ベースの設備競争が基本であり、NTT東西は、2001年から2009年までの間で、約2.7兆円の投資を行い、光のエリアカバー率を90%まで広げてきました。 ○ 残りのエリアはいわゆる不採算エリアとなりますが、このエリアで光を整備する場合には、当社としてはこれまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要だと考えます。 当然、サービス提供にあたっては、当社として最大限の努力をしていく考えです。 ○ 今回の「光の道」構想に関する意見募集において、他の通信事業者や自治体からも、更なる公的支援を講じてほしい旨の要請があるものと認識しています。

	他社意見	当社意見
公的支援により構築したインフラの開放について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正な競争環境の下、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、ドミナント事業者が利用する公的支援により整備したインフラを公正・公平に利活用できる措置についても必要と考える。 【No. 104 北海道総合通信網株式会社】 ○ 公設民営方式とはいえ、公的資金により整備されたアクセス網を長期に亘って特定の通信事業者が独占することは公正な競争環境を確保する観点で好しくなく、全ての事業者が公平・公正に利用できるよう措置すべし、という基本方向に賛成である。 【No. 257 株式会社長野県協同電算】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備されたインフラは、あくまで自治体資産であることから、当該インフラの貸し出し条件・方法については各自自治体にて決定すべき事項と考えます。 ○ また、公的支援により整備されたインフラを事業者に提供するにあたっては、入札手続き等を経て決定されており、これまで公平・公正に事業者選定されているものと認識しております。
ICT利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、生活を便利にするツールとの位置付けが強いブロードバンドサービスを、生活必需サービスに昇華させるべく、官・民それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが、何より重要であると考えます。 【No. 224 株式会社ケイ・オプティコム】 ○ 日本のブロードバンドは既に「高速かつ低廉な世界最高水準」と評価されており、利用率の向上のためには、料金よりもインターネットにおける魅力的なキラーアプリケーションの登場の方が有効です。 【No. 189 社団法人日本インターネットプロバイダー協会】 ○ 更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える 【No. 104 北海道総合通信網株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数多く意見が出されているとおり、ブロードバンドの普及は、アクセスの環境のみを整えても進むわけではなく、ICT利活用の更なる推進が必要であると考えます。 ○ そのためには、サービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。 ○ 当社としては、今後とも引き続き、ユーザーニーズに沿ったブロードバンドサービスを積極的に提供し、世界最高水準のブロードバンド(エリアカバー、利用、速度)に更に磨きをかけ、使い易いサービスを充実していき、普及率の向上に貢献していく考えです。 ○ 例えば、諸外国と比べ遅れている、教育・行政・医療等の分野で、生活に密着したブロードバンドの利活用策を進めていくことが、利用率100%に近づくために重要であると考えており、当社としては、学校LAN、自治体クラウド、電子カルテ、レセプトオンライン化等の従来からの取り組みを拡大していくとともに、ICT利活用の促進に積極的に貢献していく考えです。

	他社意見	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブロードバンドの利用拡大という総務省の目標を実現するためには、オンライン教育、遠隔医療、および電子政府の促進の取り組みを奨励することが有効となるであります【No. 142 米国商工会議所】 ○ 利用率の向上に向けては、更なる料金の低廉化を図ることだけでなく、行政・医療・教育部門等での規制改革や多様なアイデアによる魅力的なサービスの開発・提供によるICTの利活用促進が重要である。【No. 41 社団法人関西経済連合会】 ○ まず、国は、利活用促進の重点分野である医療、教育、行政等において、縦割り行政を改めた上で、必要な規制改革を行い、様々な企業のICTビジネスへの参入機会を創出するとともに、サービス開発競争を一層活発化させるべきである。【No. 46 社団法人関西経済同友会】 ○ 行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け省庁横断的に取り組み、通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引等といった政策を推進するなどが考えられます。【No. 196 東北インテリジェント通信株式会社】 ○ 医療分野や教育分野などにおいてインターネット上でのサービス提供／利用を妨げる諸規制を撤廃し、生活に不可欠な社会手続きをインターネット上で行うようにすれば、国民生活をより便利にするとともに、利用率が相当程度向上するものと考えられます【No. 215 株式会社STNet】 	

	他社意見	当社意見
ブロードバンド未契約者への公的サービス提供	<p>○ 「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。</p> <p>具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿の提案は、各世帯へWi-Fi機能を具備するアダプタを配布するとともにクラウドネットワークを活用した電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備を2015年までに完了するとしていますが、このような全国民に関わる重要な提案は、本来、全体像が示されたうえで十分な議論が必要です。</p> <p>また、そのために必要な情報が特徴的な部分に限って断片的に述べられており、重要な情報が欠落しているため、このような提案は不適切であると考えます。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを国民が利用する仕組み(提供主体やコスト負担方法等)が不明 ②契約の有無にかかわらず、全ての世帯において無料で利用可能とする際の提供主体と敷設コスト負担 ③アクセスを光ブロードバンドに限定 ④ISP利用の契約や料金負担が不明 ⑤サービスや設備の分界点が不明 <p>等の提案の実現性を大きく左右する重要な点において、全く根拠や考え方が示されていません。また、この提案の実現には多くの課題解決や相応のコスト・時間も必要になることが想定されますが、そのような点については全く触れられていません。</p> <p>○ ソフトバンク殿の提案は、端末(アダプタ)からクラウドサービスまでをフルに垂直統合するものと考えられますが、そうだとすれば、通信事業者だけでなく、サービス提供事業者等の様々なプレイヤーの存在を無視するものとなります。これまでの日本の情報通信市場におけるサービス提供や競争の在り方について大きな変更を伴う提案であり、ユーザや事業者を含めた慎重な議論が必要です。</p>

	他社意見	当社意見
マイグレーション	<p>○ 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100% 敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100% 撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ メタルと光をオーバレイ的に持つことでコスト高となる側面はあるものの、ブロードバンドニーズのないお客様にまで全て光アクセスを敷設するコストや、4,000万のメタル電話ユーザがいる状態下において、一気に光にマイグレーションする際に必要となるユーザ対応等の移行コスト等を踏まえれば、この段階でメタルから光に完全に移行させることが一概に経済的であるとは言えないと考えます。</p> <p>○ 加えて、利用意向のないお客様にとっては、工事への立会い稼働やコスト負担が発生する等過度の負担を強いることになる、といった点も課題と考えます。</p> <p>○ また、保守コストに着目してみても、メタルを光に完全に巻き取った場合、メタルケーブルの減少はありますが、</p> <p>①電柱等は、仮にメタルが光に代わった場合でも、なくなるものではないこと</p> <p>②光の場合には、ONU等の宅内装置の故障対応が必要であり、メタルと比べて、回線～宅内まで含めた故障に伴う保守コストに大きな差があるわけではないこと</p> <p>からすれば、大幅なコストダウンが図られるということにはならないと考えます。</p>
	<p>○ NTT のマイグレーション計画</p> <p>ICT タスクフォース殿から、2010 年 8 月末を目途として、NTT に対して、マイグレーション計画の提出が要請されていますが、提出された計画については可能な限り公開し、国民的な議論として進めていくことが必要と考えます。</p> <p>なお、マイグレーション計画を一般に公開することが困難な場合であっても、最も影響の大きいステークホルダである接続事業者に対しての公開は確保して頂けるよう要望します。</p> <p>【No. 258 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>○ 当社は、コアネットワークをPSTNからIP網にマイグレーションするにあたって、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス（公衆電話、ISDN、IGS交換機の機能等）の扱い等について、概括的展望を今秋公表する予定であり、その後、精力的に関係者と協議等を進めていく所存です。</p>

	他社意見	当社意見
ソフトバンク殿の提案について	<p>○ まず、NTT 東西殿のアクセス回線部門を構造的に分離したアクセス回線会社を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。</p> <p>本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p> <p>○ メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約 7,600 億円、光回線の維持費として約 3,100 億円、合計 1 兆 700 億円の費用が年間で計上されているものを光回線分のみにすることができるため、維持費が年間約 5,200 億円に縮小します。結果として、約 5,000 億円の費用削減が可能となります。</p> <p>※弊社共試算の詳細は下記を参照ください。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000066001.pdf http://www.soumu.go.jp/main_content/000066002.pdf</p> <p>○ (光アクセス基盤 100%整備に要する 2.5 兆円の内訳) 光アクセス基盤 100%整備に要する費用を試算するに当たり、弊社共においては、①局内設備、②とう道・き線区間、③架空配線区間、④引込み線、⑤宅内光回線・機器の 5 つの区分に分け、費用を積算しています。さらに、⑥離島・その他については、本土からの距離が離れている等の理由により、通常より整備コストが高額となることから、局内設備、とう道・き線区間、架空配線区間において、追加費用を計上しています。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿の試算は、アクセスを全て光化しメタル回線を全て撤去することで約5,000億円/年の費用削減ができるとして、光サービスを現在より大幅に低廉な1,400円/月で提供し、3,400億円/年以上の営業利益を計上できるという内容であると理解しております。</p> <p>○ このソフトバンク殿の試算を特に費用面について検証してみると、メタル+光コストについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間で2.5兆円の投資をする前提にもかかわらず、光100%整備後の減価償却費が▲34%も低減する ・NTT東西の保守要員を活用するとしながら、光100%整備後の施設保全費が▲69%も低減する <p>等の結果、約5,000億円/年の費用削減が可能であるとしています。</p> <p>○ しかしながら、費用の内容をつぶさに見てみると、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①減価償却費については、耐用年数や償却方法を変更することにより、過少に見積もっている ②施設保全費については、メタル撤去後も当然残る電柱や土木設備の費用を見込んでいない等、極めて実態に合わない非現実的な試算となっています。 <p>○ また、アクセス回線会社は小売事業を行うとしているにもかかわらず、顧客管理、移転等の諸異動への対応、料金業務等の営業費用を見込んでおらず、論理的整合性に欠ける試算となっています。</p> <p>○ これらの影響を考慮すると、約5,000億円/年もの費用削減は全く実現不可能であり、その結果、ソフトバンク殿の試算するような、アクセス回線会社が安定的な黒字経営になるとは、到底考えられません。</p> <p>○ 更に、ソフトバンク殿は、光100%整備に要する投資額を2.5兆円と試算していますが、基盤的設備の維持・更改のための投資を全く見込んでいないといった本来考慮すべき事項が含まれていないこと等を踏まえれば、2.5兆円の投資で光を100%整備可能とは到底考えられず、この点を考慮すれば、アクセス回線会社の収支は更に悪化するものと考えます。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>○ 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿は、「光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、2.2兆円を社債により調達する」とし、その資金調達が可能な理由として、「アクセス回線会社はメタル回線保守費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出す」ことをあげています。</p> <p>しかしながら、前述したとおり、メタル回線撤去により約5,000億円／年の費用削減が可能というのは非現実的であり、アクセス回線会社が安定的な黒字経営になるとは到底考えられないことから、資金調達が可能ということにはならないと考えます。</p>
	<p>○ アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、(略)約4,200万回線と推計しています。</p> <p>この約4,200万世帯に対し、光アクセス基盤を5年で整備するためには、効率的な工事実施が必要となります。(略)</p> <p>しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名+ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12,000班×720件/年×5年=4,320万となり、約4,200万回線の工事は5年間で十分可能と考えます。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿の「約4,200万回線の工事は5年間で十分可能」という提案は、以下の観点から無理があり、現実的ではないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約4,000万のメタル固定電話ユーザを5年間で巻取るとした場合には、毎年約800万ユーザを光に巻取る必要が生じ、現行の工事稼働を2倍以上にする必要があること。そのため、工事要員を確保し、研修・訓練等を実施する必要がありますが、このような体制構築には相当の期間が必要となること。 ② 仮に工事稼働を確保できたとしても、オール光化後の6年目以降には工事が激減することから、確保した工事要員をどうしていくかといった問題や工事業界の事業継続性の問題が発生すること。 ③ 電気通信工事従事者が14万人いることを以って、2.4万人(2名/班×12,000班)の工事要員を確保することが可能であると主張していますが、「14万人」は電気通信工事を営む会社の全従業員数であって、光アクセスの開通工事に従事する者はごく一部であり、それ以外の従業員が大半であるという事実を無視しており、極めて乱暴な議論であること。

	他社意見	当社意見
<p>線路敷設基盤の利用条件の見直しについて</p>	<p>○ ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考えます。 【No. 243 株式会社ジュピターテレコム】</p> <p>一部では電柱等を持たない事業者はインフラ整備が困難である、ということが全国 1 事業者 1 方式によるインフラ整備の理論の根拠となっているようですが、我々ケーブルテレビ事業者は大手通信事業者と比べると遥かに脆弱な企業規模でありながら、粘り強く、歯を食いしばりながらネットワークを構築し、サービスを提供してきました。結果として利用者から見たブロードバンドサービスは 1 事業者に偏ることなく、多様化し、サービス品質の向上と利用料の低減を実現してきたものと確信しています。この事実を鑑みれば、大手通信事業者のインフラ整備参入は不可能ではなく、むしろ競争原理の最大化により、更なる利用料の低減や、サービス品質の向上が期待できます。 【No. 245 株式会社ニューメディア】</p> <p>○ 「光の道」の実現においては、これまでの設備競争を導入した成果を否定することなく、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべきです。 具体的には、以下に挙げるような線路敷設基盤(管路・とう道・電柱等)の利用条件の見直しが必要です。</p> <p>○ ・道路占用許可手続の緩和 ・電柱共架・添架承諾手続の緩和 ・都市部の地中化エリアにおける引込み線の開放 【No. 267 KDDI株式会社】</p>	<p>○ ジュピターテレコム殿のご意見によれば、CATV業界全体の世帯カバー率が既に88%に到達しているとのことですが、この事実は、意欲のある事業者であれば、線路敷設基盤を持たない事業者でも、現在の環境下で自前ネットワークを構築することが十分可能という証左であり、線路敷設基盤は十分にオープン化されていると考えております。</p> <p>○ 更に、当社としては、線路敷設基盤をより利用しやすい環境づくりを進めていく考えであり、例えば、WEBによる電柱添架申請の受付(2010年12月開始予定)や、管路貸出に関する個別契約の書面廃止(2009年10月実施)等に取り組んでおります。</p> <p>○ 一方で、国や自治体におかれましても、道路占用許可手続の緩和等、多くの事業者が自前で設備構築を行いやすい環境作りに向けた取り組みを推進いただきたいと考えております。</p> <p>○ また、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しております。</p>

	他社意見	当社意見
光ファイバの利用に係る自他同等性について	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTTの光ファイバー貸し出しはNTTが利用した後の残りを貸し出すという、まず最初に NTT が利用し、残り物を貸してやるという現実がある。そのため、地域を接続する経路はあっても光ファイバーは利用が満杯で新たに利用しようとしてもできない事例が多い。利用状況の実態はプライバシーなどを理由にまったく不明である。 ○ 空きのない光ファイバーであっても、波長多重を行えば簡単に太い必要なパイプを作れるので NTT の貸出で「D」とされるエリアでは借り受け人は要請があったら波長多重を受け入れ、コストを按分して安価に通常の光ファイバー程度で利用できる対策を法制化する。 【No. 239 ソネット株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中継ダークファイバの利用状況が不明というご指摘と認識しておりますが、当社の中継ダークファイバに関する空き情報の開示や利用手続きなどについては、接続約款等にその内容を定め、適切な対応を行っているところで。 ○ 現行の接続ルールは、既存設備の貸し出しを前提としており、当社が自ら利用する予定のない設備まで新たに設置することを強制するものではないと考えます。 ○ なお、当社は、当社が設置した光波長多重装置(以下、WDM装置)の貸出ルールを、2010年3月に接続約款の認可を受けて整備しております。また、当社に当社のサービスに使用しないWDM装置の設置を義務付けることは、2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の情報通信審議会の答申で、「WDM装置の設置を義務化することは適当ではない」と示されており、適当でないと考えます。
NTT東西と接続事業者との手続き等のイコールフットイング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状でもNTT東・西が保有する設備のボトルネック性に着目した第一種指定電気通信設備について接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続き・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などが存在しており、現行のルールでは公正な競争を行うための環境としては不十分です。 【No. 267 KDDI株式会社】 	<p>【ダークファイバ等の利用における手続き・リードタイム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とは同等に取り扱っており、これは電気通信事業法や接続約款に規定されているところです。 <p>【接続情報の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、他事業者から提供された接続情報の取り扱いについては、ファイアウォールを徹底するため、2010年2月に総務省へ業務改善計画を提出し、厳正に対処するための取り組みを着実に実施しているところです。 ○ 具体的には、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みの構築に向けて、5月にSO処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を営業部門から分離して設備部門へ移管し、6月までに営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム上の措置を講じる等、実施しております。

	他社意見	当社意見
	<p>○ ① 現行の接続ルールの強化 - NTT東・西のダークファイバーを含むアクセス網について、これまで以上に開放ルールを徹底するとともに、その開放状況について監視体制を強化 (具体例: NTT東・西がマンションの棟内に設置した光ファイバーの競争事業者への開放義務化が急務) 【No. 267 KDDI株式会社】</p>	<p>【屋内配線の相互転用】</p> <p>○ 当社は、光屋内配線の相互転用についてご要望いただいた他事業者と具体的な申込み手続き、工事方法等について協議を行い、2010年6月に、既設の戸建て向け光屋内配線を転用する場合の工事費について認可申請をしたところです。 また、他事業者がマンション向け光屋内配線の相互転用についてご要望されるのであれば、まずは協議させていただく考えです。</p>
NGNオープン化	<p>○ 米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。</p> <p>○ このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要がありますと考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。 【No. 143 米国電気通信協会】</p> <p>○ ブロードバンドの利活用を促進し「光の道」を実現するためには、冒頭に述べたように、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活性化する必要があります。そのため、他の通信事業者のみならず、アプリケーション、ソリューション等のプロバイダーが求める各レイヤーにおいて、ボトルネック設備のみならずNGNを始めとするボトルネック設備と一体となって機能する設備をオープン化し、多様なレイヤーの事業者がユーザーに多彩なサービスが提供できる環境を整えることが今後も重要であると考えます。 【No. 267 KDDI株式会社】</p>	<p>○ 当社は、ドライカットパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、積極的にネットワークのオープン化を推進してきた結果、他事業者が自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていると考えております。現に、意欲ある事業者は、独自のIPネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユーザを多数獲得されている環境下において、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は、西日本マクロで53%、府県別では最小で36%であり、特にFTTH市場での競争が激しい関西エリアにおいては、京都を除く1府4県でシェア50%を下回る状況と、当社・電力系事業者・CATV事業者の熾烈な設備競争が展開されているところです。</p> <p>○ したがって、電話の時代とは異なり、ブロードバンドのネットワーク構造は、それぞれエンドユーザを抱える独立したIPネットワーク同士で接続する構造になっており、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと思います。</p> <p>○ なお、当社のNGNにおいては、当初からインターフェース条件(NNI、SNI、UNI)を開示するなど、オープン化に努めているところであり、多様な事業者がNGNに接続できる環境は整っていると考えております。</p> <p>○ むしろ、KDDI殿をはじめとして、独自のIPネットワークを自ら構築されている他事業者においても、インターフェース条件やその他接続条件等を開示し、オープン化していただくことが必要と考えます。</p>

	他社意見	当社意見
NGNプラットフォームオープン化	<p>○ IP時代の新たなボトルネックとなり得るNGN上の機能について、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放することが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、認証、QoS、帯域制御、位置固定等のNGNの機能を開放し、NGN網に收容される加入者が、NTT以外の事業者が提供する電話、放送、VOD、VPNなどのサービスを、簡素な手続により適正な価格で利用できるようにすべきです。</p> <p>これにより、様々な事業者がNTTのNGNの仕様に縛られることなく、多様なサービスを提供することが可能となり、ユーザーにより多くの選択肢と技術イノベーションの成果をもたらすことが可能となります。</p> <p>【No. 267 KDDI株式会社】</p> <p>○ NGN上での公正競争を活性化させるためには、通信キャリアの垂直統合モデルではなく、プラットフォームレイヤを開放して複数のプラットフォーム事業者が競争する環境を構築すべきである。また、NGN だけでなく、今後構築される次世代の移動体網でも同様にプラットフォームレイヤが開放されることが、FMC サービスの促進につながる。</p> <p>【No. 185 社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 当社は、当社のNGN上で、お客様が多様なサービスを更にご利用していただけるようにしていきたいと考えておりますが、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。</p> <p>○ したがって、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただき、当社としては、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えます。</p> <p>○ また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>
光アクセス上のラインシェアリング	<p>○ NTT 東西のフレッツ光では、0ABJ-IP 電話、インターネットアクセス、放送サービスについて、NTT 東西のプラットフォーム上でのパッケージモデルとなっているため、個々のサービス単位での事業者の参入が事実上不可能な状況になっています。短期間で急速に普及した ADSL 市場を例に挙げると、メタルのラインシェアリング実現と新規事業者の参入によるサービス競争の活発化がその要因であることは明らかであり、光アクセスにおいても同様に、光アクセス基本料を設定し、利用者がサービス毎の事業者選択を可能としてビジネスモデルの多様化を推進することが必要と考えます。なお、光アクセスを基本料金化した上で、同一光アクセス上で複数の事</p>	<p>○ 当社は、ドライカットパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、積極的にネットワークのオープン化を推進してきた結果、他事業者が自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていると考えております。現に、意欲ある事業者は、独自のIPネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユーザを多数獲得されている環境下であり、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は、西日本マクロで53%、府県別では最小で36%であり、特にFTTH市場での競争が激しい関西エリアにおいては、京都を除く1府4県でシェア50%を下回る状況と、熾烈な設備競争が展開されています。</p> <p>○ したがって、電話の時代とは異なり、ブロードバンドのネットワーク構造は、</p>

	他社意見	当社意見
	<p>業者によるサービス提供を可能とし、利用者がニーズにあったサービスを選択出来る先取的な形態を実現すれば、サービス競争の進展は期待出来ると考えます。</p> <p>【No. 258 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>それぞれエンドユーザを抱える独立したIPネットワーク同士で接続する構造になっており、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことは不適切であると考えます。</p>
分岐端末回線単位の接続料設定	<p>○ NTTが整備済みの光ファイバー基盤をユーザ単位に貸し出す(いわゆる「一分岐貸し」)方式は、それを借りる事業者にとっては設備を「つまみ食い」することで特定のユーザに対しては安価にサービス提供できますが、そうした設備を全体として運用するNTTや、同様に投資リスクを負って設備を自ら構築しているCATV事業者や地域系通信事業者にとっては、きわめて不公平な競争を強いられることとなります。こうした「正直者が馬鹿を見る」制度は、投資意欲の低下によって中長期的にわが国の通信サービスの発展を妨げる一方、そうした地方で努力する事業者の退出によって地域経済の衰退にもつながります。</p> <p>さらに「一分岐貸し」を一旦導入しますと、設備・技術面での変更にあたっては設備を共同で利用している複数の事業者とすべての契約者の同意が必要になり、現実的には変更は困難です。これは技術のイノベーションを止めてしまうことを意味しており、ひいてはサービス面での進歩も停滞させることとなります。こうしたことから利用料金の低廉化のみに注目するのではなく、従来どおり設備競争とサービス競争をバランスさせた政策の舵取りをお願いします。</p> <p>【No. 215 株式会社STNet】</p> <p>○ 光回線の1分岐単位での貸出し要望等、大手事業者であっても自ら設備構築を行わず、「如何にリスクなく安い価格で設備を借りるか」に注力する傾向が強まっており、サービス競争の源泉であり、生活・企業活動の国内基盤であるインフラの充実が軽視されつつあると感じております。</p> <p>現状、NTTダークファイバ開放・局舎コロケーション等、十分設備開放が進んでおり、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備構築を行う事業者に</p>	<p>○ 当社としては、これまで主張してきたとおり、OSUの共用については、</p> <p>①今後のサービスの多様化や新サービスの提供が困難になること</p> <p>②現在よりも、提供コストがかさみ、サービス品質が低下することから、実施する考えはありません。</p> <p>当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、OSU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。</p> <p>○ また、OSUの共用をしない場合であっても、1分岐当たりの光の接続料を設定すべきとの意見については、接続料金は設備の利用実態(1 OSU、1 主端末回線を専有)とコストに基づき設定すべきものであり、不適切であると考えます。</p> <p>○ なお、STNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった自ら設備を構築している電力系事業者等からも、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではないとの意見が出されているところであります。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>比べて、既に優位な状況にあることから、NTT東西におけるアクセス分離はもとより、光回線の1分岐単位での貸出しといった、さらなる設備開放を目的とした施策を講じる必要はないと考えます。</p> <p>特に、光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備を借りる事業者にはリスクが発生しない一方、貸し出す事業者だけがリスクを負うといったバランスを欠いた仕組みであるため、競争環境の歪みを増長し、結果的に利用率向上に向けた事業者の意欲を削ぐおそれがあります。</p> <p>また、設備共用を前提とした場合、いずれの事業者にも技術イノベーションに対するインセンティブが働かず、アクセス網の高度化・多様化が停滞し、ひいては利用者利便の向上にも繋がらないと考えております。</p> <p>【No. 224 株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>○ 現在の NTT 東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1芯単位、もしくは8分岐単位毎での接続となっているため、収容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず(接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生)、実態上の参入障壁となっています。</p> <p>そのため、従来議論されてきた OSU の共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。</p> <p>なお、その場合、実現すべき料金水準としては、メタル系サービスからの移行インセンティブを向上させることを踏まえ、ドライカッパの接続料と同等の経済的条件を確保出来るよう、接続料の設定を行うことが必要と考えます。</p> <p>【No. 258 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	

	他社意見	当社意見
NTTグループへのドミナント規制と組織問題	<p>○ NTTグループの司令塔となっている持株会社を廃止し、NTTグループを解体するなど抜本的な構造改革が必要ですが、実現に時間がかかる、あるいは株主の理解が得られない等の理由で実現が困難であるとすれば、次善の策として総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。</p> <p>具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。</p> <p>(例：市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)</p> <p>【No. 267 KDDI株式会社】</p> <p>○ 営業子会社への顧客情報流出問題に見られるように、NTT各社が子会社と一体となって営業活動を行うなど、優越的地位を濫用してサービス分野での競争状況を歪めることのないように、NTT法の趣旨を踏まえて監視することが必要です。</p> <p>NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考えます。NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきです。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。</p> <p>NTT組織見直しにおいても、例えばモバイル／固定や回線／ISPといった異なる分野で統合が行われた場合には、分野をまたがる巨大なドミナント事業者が誕生し、設備・サービス両面において競争状況が阻害されることになり、中長期的に健全な発展にはつながらないと考えます。</p>	<p>【ドミナント規制について】</p> <p>○ 当社は、公正競争の確保や設備の徹底したオープン化に努めており、市場支配力の濫用等の問題は生じておらず、追加的な規制は必要ないと考えます。</p> <p>○ むしろ、競争政策としては、問題が生じた際に事後的に解決していくという方向に転換し、ブロードバンド・IP市場において多様化・高度化するお客様ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるように、電話時代の規制を見直し、原則自由な事業展開を行わせることによって、新たな市場創造やイノベーションを促すことが重要と考えます。</p> <p>【活用業務について】</p> <p>○ 当社は活用業務の実施にあたって、NTT法、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>○ 当社は、今後もお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。</p> <p>【アクセス保有部門の構造分離】</p> <p>○ NTTの組織の在り方については、ブロードバンドの利用率向上とは無関係であり、機能分離や構造分離を行っても普及が進むわけではなく、かえってイノベーションを阻害し、経営の効率性の観点でマイナスとなり、企業価値を損ねる上、ブロードバンド普及の観点や健全な競争という観点からも得策ではないことから、機能分離や構造分離は決して取るべき選択肢ではないと考えます。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>【No. 215 株式会社STNet】</p> <p>○ ケーブルテレビ事業者としては、NTTグループが今後圧倒的な市場シェア等を利用して不適正な事業運営を行う可能性が高まるような経営形態のオプションが選択されないよう要望するとともに、将来的に何らかの定期的な市場構造のモニタリングや必要があれば是正策が講じられる仕組み等が必要と考えます。</p> <p>【No. 281 社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p> <p>○ NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。</p> <p>特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。</p> <p>【No. 224 株式会社ケイ・オブティコム】</p> <p>○ NTT 東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社（以下、「アクセス回線会社」という。）を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本とします。</p> <p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正</p>	

	他社意見	当社意見
	<p>されることとなります。</p> <p>また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。</p> <p>その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>○ 複数の通信キャリアの競争により、多様なネットワークサービスが提供される環境を創るために、NTTの光アクセス網を分離して複数の通信キャリアが NGN のネットワークサービスを提供する環境を構築すべきである。</p> <p>(略)なお、アクセス網を分離した後の NTT に対して、SMP 規制または新たな指定電気通信設備などによる規制を考えるべきである。</p> <p>【No. 185 社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>○ アクセス回線会社の分離に反対いたします。公正な設備競争環境の整備を要望いたします。</p> <p>アクセス回線会社の分離は、これまでリスクを負って設備投資を行い「設備競争」及び「サービス競争」を実施してきた事業者にも多大な影響を及ぼすおそれがあります。基本的方向性にも示されているように事業者間競争は、「サービス競争」と「設備競争」の両面から促進することが重要であり、アクセス回線の分離等は「設備競争」を否定することであり、結果として、「技術イノベーションの阻害」、「インフラの脆弱化」及び「地方の衰退」にも繋がりがかねないことから取るべき選択肢ではないと考えます。</p>	

	他社意見	当社意見
	<p>【No. 196 東北インテリジェント通信株式会社】</p> <p>○ 独占的なブロードバンド基盤の提供主体を設けることは、これまで地域に根付いて基盤整備や利用率向上に尽力してきた地域系事業者やCATV事業者を撤退に追い込むとともに、設備投資インセンティブや技術イノベーションを阻害し、ひいては消費者の選択肢を狭めることになる等、競争環境や情報通信市場全体に極めて深刻な影響を及ぼすため実施すべきではない。</p> <p>【No. 224 株式会社ケイ・オブティコム】</p> <p>○ これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社やNTT 機能分離によるアクセス整備の一社対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。</p> <p>【No. 243 株式会社ジュピターテレコム】</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>国営運営の流れを継ぐ市場独占的優位性におけるサービスの発展と当該サービスに付帯する利用の活況はあり得ないと考えます。</p> <p>従って、上記資料に対して同意いたします。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ. 光利用率向上について(7 ページ目)
上記の意見内容に対する再意見	<p>教員免許を持っている者として、また今後親になる予定の者として、電子教科書など無料 BB が使えるというソフトバンク案はとても魅力的であり、賛同します。</p> <p>なぜなら、電子教科書は、文字だけでなく、音声・映像を組み合わせることで、子供たちの理解を早めたり、興味関心を惹くことができる等、強力な教育ツールになりえる有力な存在だと思うからです。</p> <p>そして、その実現のためには公平な競争促進が必要ですが、NTT 東西の光サービスシェアが 74%を超えている現状をみるに公平な競争がなされているとはとても思えません。</p> <p>したがって、ADSL の様に、光についても行政のブレークスルーが必須であると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	東日本電信電話株式会社
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	別紙のとおり
	意見提出者	別紙のとおり
	提出された 意見内容 (該当部分)	別紙のとおり
上記の意見内容に対する再意見		別紙の通り

「光の道」構想に関する当社再意見

	他社意見	当社意見
基盤整備の在り方・インフラ技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。 【No. 267 KDDI株式会社】 ○ 「光の道」構想は、FTTHだけではなく、HFCや無線など、多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせて実現すべきである。 【No. 243 株式会社ジュピターテレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光(FTTH)は「光の道」を実現する手段の代表例ではありますが、ブロードバンドの基盤整備においては、数多く意見が出されているとおり、全て光で実現するものではなく、地理的条件や経済合理性に応じて、CATVや無線などを含めた多様な技術の中から最適な手段を選択することも必要であると考えます。
光による基盤整備(公的支援の利用)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未整備エリアにおける基盤整備は民間事業者による整備を基本としつつ、引き続き自治体等を通じた公的支援により実現していくことが適当 【No. 224 株式会社ケイ・オブティコム】 ○ 整備後の安定的な維持・運用を確保するため、ユニバーサルサービス制度の創設を行うなど、ランニングコストに対する支援策も講じるべき 【No. 7 福岡県】 ○ 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】 ○ 基盤整備については、国による民間事業者に対する直接的な支援等を含め、あくまでも民間主導による整備を、自治体に負担を生じさせない形で進めるべき。 【No. 64 音更町】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤整備はあくまで民間ベースの設備競争が基本であり、NTT東西は、2001年から2009年までの間で、約2.7兆円の投資を行い、光のエリアカバー率を90%まで広げてきました。 ○ 残りのエリアはいわゆる不採算エリアとなりますが、このエリアで光を整備する場合には、当社としてはこれまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要だと考えます。 当然、サービス提供にあたっては、当社として最大限の努力をしていく考えです。 ○ 今回の「光の道」構想に関する意見募集において、他の通信事業者や自治体からも、更なる公的支援を講じてほしい旨の要請があるものと認識しています。

	他社意見	当社意見
<p>公的支援により構築したインフラの開放について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正な競争環境の下、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、ドミナント事業者が利用する公的支援により整備したインフラを公正・公平に利活用できる措置についても必要と考える。 【No. 104 北海道総合通信網株式会社】 ○ 公設民営方式とはいえ、公的資金により整備されたアクセス網を長期に亘って特定の通信事業者が独占することは公正な競争環境を確保する観点で好しくなく、全ての事業者が公平・公正に利用できるよう措置すべし、という基本方向に賛成である。 【No. 257 株式会社長野県協同電算】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備されたインフラは、あくまで自治体資産であることから、当該インフラの貸し出し条件・方法については各自治体にて決定すべき事項と考えます。 ○ また、公的支援により整備されたインフラを事業者に提供するにあたっては、入札手続き等を経て決定されており、これまで公平・公正に事業者選定されているものと認識しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在 NTT 東日本では山間部等の非採算地域において光サービスを行う為に2種の方法で整備をしています。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 住民の一定以上の申込書が出ていること 2. IRUにおいて自治体が光回線を整備すること <p>1の方法では地域住民が必要としていなくても近所付き合いで申込書を書かされたり等弊害が生じています。 2の方法では IRU の為民間企業への貸し出しとなっても自治体の設備時の発注先が暗に NTT 東日本関連会社と IRU 先が NTT 東日本に限られる仕様になっており、他社参入が困難で公平が保たれていない現状があります。また、IRUで借りた NTT 東日本は借りていることを理由にダークファイバとしての貸し出しを拒否しており、この点からしても公平性に疑問がもたれるものです。 【No. 227 株式会社新潟通信サービス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ IRUで自治体が構築したインフラを借り受ける場合においては、前述のとおり、公的支援により整備されたインフラを事業者に提供するにあたっては、入札手続き等を経て、公平・公正に事業者選定されていると認識しています。 ○ なお、当社はIRU方式によりサービスを提供する場合、自治体等が保有する設備を、必要な都度、必要な分だけ借り受けているため、他社へ貸し出し可能な余剰回線を保有しておりません。

	他社意見	当社意見
ICT利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、生活を便利にするツールとの位置付けが強いブロードバンドサービスを、生活必需サービスに昇華させるべく、官・民それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが、何より重要であると考えます。 【No. 224 株式会社ケイ・オプティコム】 ○ 日本のブロードバンドは既に「高速かつ低廉な世界最高水準」と評価されており、利用率の向上のためには、料金よりもインターネットにおける魅力的なキラアプリケーションの登場の方が有効です。 【No. 189 社団法人日本インターネットプロバイダー協会】 ○ 更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える 【No. 104 北海道総合通信網株式会社】 ○ ブロードバンドの利用拡大という総務省の目標を実現するためには、オンライン教育、遠隔医療、および電子政府の促進の取組みを奨励することが有効となるであります 【No. 142 米国商工会議所】 ○ 利用率の向上に向けては、更なる料金の低廉化を図ることだけでなく、行政・医療・教育部門等での規制改革や多様なアイデアによる魅力的なサービスの開発・提供によるICTの利活用促進が重要である。 【No. 41 社団法人関西経済連合会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数多く意見が出されているとおり、ブロードバンドの普及は、アクセスの環境のみを整えても進むわけではなく、ICT利活用のさらなる推進が必要であると考えます。 ○ そのためには、サービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。 ○ 当社としては、今後とも引き続き、ユーザーズに沿ったブロードバンドサービスを積極的に提供し、世界最高水準のブロードバンド(エリアカバー、利用、速度)に更に磨きをかけ、使い易い料金でサービスを充実していき、普及率の向上に貢献していく考えです。 ○ 例えば、諸外国と比べ遅れている、教育・行政・医療等の分野で、生活に密着したブロードバンドの利活用策を進めていくことが、利用率100%に近づくために重要であると考えており、当社としては、学校LAN、自治体クラウド、電子カルテ、レセプトオンライン化等の従来からの取組みを拡大していくとともに、総務省の「フューチャースクール」を始めとするICT利活用の促進に積極的に貢献していく考えです。

	他社意見	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、国は、利活用促進の重点分野である医療、教育、行政等において、縦割り行政を改めた上で、必要な規制改革を行い、様々な企業の ICTビジネスへの参入機会を創出するとともに、サービス開発競争を一層活発化させるべきである。 【No. 46 社団法人関西経済同友会】 ○ 行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け省庁横断的に取組み、通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引等といった政策を推進するなどが考えられます。 【No. 196 東北インテリジェント通信株式会社】 ○ 医療分野や教育分野などにおいてインターネット上でのサービス提供／利用を妨げる諸規制を撤廃し、生活に不可欠な社会手続きをインターネット上で行うようにすれば、国民生活をより便利にするとともに、利用率が相当程度向上するものと考えられます 【No. 215 株式会社STNet】 	
ブロードバンド未契約者への公的サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。 具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトバンク殿の提案は、各世帯へWi-Fi機能を具備するアダプタを配布するとともにクラウドネットワークを活用した電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備を2015年までに完了するとしていますが、このような全国民に関わる重要な提案は、本来、全体像が示されたうえで十分な議論が必要です。 また、そのために必要な情報が特徴的な部分に限って断片的に述べられており、重要な情報が欠落しているため、このような提案は不適切であると考えます。 具体的には、 ①電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを国民が利用する仕組み(提供主体やコスト負担方法等)が不明 ②契約の有無に関わらずすべての世帯において無料で利用可能とする際の提供主体と敷設コスト負担

	他社意見	当社意見
		<p>③アクセスを光ブロードバンドに限定 ④ISP利用の契約や料金負担が不明 ⑤サービスや設備の分界点が不明</p> <p>等の提案の実現性を大きく左右する重要な点において、全く根拠や考え方が示されていません。また、この提案の実現には多くの課題解決や相応のコスト・時間も必要になることが想定されますが、そのような点については全く触れられていません。</p> <p>○ ソフトバンク殿の提案は、端末(アダプタ)からクラウドサービスまでをフルに垂直統合するものと考えられますが、そうだとすれば、通信事業者だけでなく、サービス提供事業者等の様々なプレイヤーの存在を無視するものとなります。これまでの日本の情報通信市場におけるサービス提供や競争の在り方について大きな変更を伴う提案であり、ユーザや事業者を含めた慎重な議論が必要です。</p>
マイグレーション	<p>○ 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100% 敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100% 撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ メタルと光をオーバレイ的に持つことでコスト高となる側面はあるものの、ブロードバンドニーズのないお客様にまで全て光アクセスを敷設するコストや、4,000万のメタル電話ユーザがいる状態下において、一気に光にマイグレーションする際に必要となるユーザ対応等の移行コスト等を踏まえれば、この段階でメタルから光に完全に移行させることが一概に経済的であるとは言えないと考えます。</p> <p>○ また、保守コストに着目してみても、メタルを光に完全に巻き取った場合、メタルケーブルの減少はありますが、</p> <p>①電柱等は、仮にメタルが光に代わった場合でも、なくなるものではないこと、 ②光の場合には、ONU等の宅内装置の故障対応が必要であり、メタルと比べて、回線～宅内まで含めた故障に伴う保守コストに大きな差があるわけではないこと、</p> <p>からすれば、大幅なコストダウンが図れるということにはならないと考えます。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>○ NTTのマイグレーション計画 ICTタスクフォース殿から、2010年8月末を目途として、NTTに対して、マイグレーション計画の提出が要請されていますが、提出された計画については可能な限り公開し、国民的な議論として進めていくことが必要と考えます。 なお、マイグレーション計画を一般に公開することが困難な場合であっても、最も影響の大きいステークホルダである接続事業者に対しての公開は確保して頂けるよう要望します。 【No. 258 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>○ 当社は、コアネットワークをPSTNからIP網にマイグレーションするにあたって、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス（公衆電話、ISDN、IGS交換機の機能等）の扱い等について、概括的展望を今秋公表する予定であり、その後、精力的に関係者と協議等を進めていく所存です。</p>

	他社意見	当社意見
ソフトバンク殿の提案について	<p>○ まず、NTT 東西殿のアクセス回線部門を構造的に分離したアクセス回線会社を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。</p> <p>本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p> <p>○ メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約 7,600 億円、光回線の維持費として約 3,100 億円、合計 1 兆 700 億円の費用が年間で計上されているものを光回線分のみに行うことができるため、維持費が年間約 5,200 億円に縮小します。結果として、約 5,000 億円の費用削減が可能となります。</p> <p>※弊社共試算の詳細は下記を参照ください。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000066001.pdf http://www.soumu.go.jp/main_content/000066002.pdf</p> <p>○ (光アクセス基盤 100%整備に要する 2.5 兆円の内訳) 光アクセス基盤 100%整備に要する費用を試算するに当たり、弊社共においては、①局内設備、②とう道・き線区間、③架空配線区間、④引込み線、⑤宅内光回線・機器の 5 つの区分に分け、費用を積算しています。さらに、⑥離島・その他については、本土からの距離が離れている等の理由により、通常より整備コストが高額となることから、局内設備、とう道・き線区間、架空配線区間において、追加費用を計上しています。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿の試算は、アクセスを全て光化しメタル回線を全て撤去することで約5,000億円/年の費用削減ができるとして、光サービスを現在より大幅に低廉な1,400円/月で提供し、3,400億円/年以上の営業利益を計上できるという内容であると理解しております。</p> <p>○ このソフトバンク殿の試算を特に費用面について検証してみると、メタル＋光コストについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間で2.5兆円の投資をする前提にもかかわらず、光100%整備後の減価償却費が▲34%も低減する、 ・NTT東西の保守要員を活用するとしながら、光100%整備後の施設保全費が▲69%も低減する、 <p>等の結果、約5,000億円/年の費用削減が可能であるとしています。</p> <p>○ しかしながら、費用の内容をつぶさに見てみると、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①減価償却費については、耐用年数や償却方法を変更することにより、過少に見積もっている、 ②施設保全費については、メタル撤去後も当然残る電柱や土木設備の費用を見込んでいない、 <p>等、極めて実態に合わない非現実的な試算となっています。</p> <p>○ また、アクセス回線会社は小売事業を行うとしているにもかかわらず、顧客管理、移転等の諸異動への対応、料金業務等の営業費用を見込んでおらず、論理的整合性に欠ける試算となっています。</p> <p>○ これらの影響を考慮すると、約5,000億円/年もの費用削減は全く実現不可能であり、その結果、ソフトバンク殿の試算するような、アクセス回線会社が安定的な黒字経営になるとは、到底考えられません。</p> <p>○ 更に、ソフトバンク殿は、光100%整備に要する投資額を2.5兆円と試算していますが、基盤的設備の維持・更改のための投資を全く見込んでいないといった本来考慮すべき事項が含まれていないこと等を踏まえれば、2.5兆円の投資で光を100%整備可能とは到底考えられず、この点を考慮すれば、アクセス回線会社の収支は更に悪化するものと考えます。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>○ 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿は、「光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、2.2兆円を社債により調達する」とし、その資金調達が可能な理由として、「アクセス回線会社はメタル回線保守費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出す。」ことをあげています。</p> <p>しかしながら、前述したとおり、メタル回線撤去により約5,000億円/年の費用削減が可能というのは非現実的であり、アクセス回線会社が安定的な黒字経営になるとは到底考えられないことから、資金調達が可能ということにはならないと考えます。</p>
	<p>○ アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、(略)約4,200万回線と推計しています。</p> <p>この約4,200万世帯に対し、光アクセス基盤を5年で整備するためには、効率的な工事実施が必要となります。(略)</p> <p>しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名+ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12,000班×720件/年×5年=4,320万となり、約4,200万回線の工事は5年間で十分可能と考えます。 【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>○ ソフトバンク殿の「約4,200万回線の工事は5年間で十分可能」という提案は、以下の観点から無理があり、現実的ではないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約4,000万のメタル固定電話ユーザを5年間で巻取るとした場合には、毎年約800万ユーザを光に巻取る必要が生じ、現行の工事稼働を2倍以上にする必要があること。そのため、工事要員を確保し、研修・訓練等を実施する必要がありますが、このような体制構築には相当の期間が必要となること。 ② 仮に工事稼働を確保できたとしても、オール光化後の6年目以降には工事が激減することから、確保した工事要員をどうしていくかといった問題や工事業界の事業継続性の問題が発生すること。 ③ 電気通信工事従事者が14万人いることを以って、2.4万人(2名/班×12,000班)の工事要員を確保することが可能であると主張していますが、「14万人」は電気通信工事を営む会社の全従業員数であって、光アクセスの開通工事に従事する者はごく一部であり、それ以外の従業員が大半であるという事実を無視しており、極めて乱暴な議論であること。

	他社意見	当社意見
線路敷設基盤の利用条件の見直しについて	<p>○ ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考えます。 【No. 243 株式会社ジュピターテレコム】</p> <p>○ 一部では電柱等を持たない事業者はインフラ整備が困難である、ということが全国 1 事業者 1 方式によるインフラ整備の理論の根拠となっているようですが、我々ケーブルテレビ事業者は大手通信事業者と比べると遥かに脆弱な企業規模でありながら、粘り強く、歯を食いしばりながらネットワークを構築し、サービスを提供してきました。結果として利用者から見たブロードバンドサービスは 1 事業者に偏ることなく、多様化し、サービス品質の向上と利用料の低減を実現してきたものと確信しています。この事実を鑑みれば、大手通信事業者のインフラ整備参入は不可能ではなく、むしろ競争原理の最大化により、更なる利用料の低減や、サービス品質の向上が期待できます。 【No. 245 株式会社ニューメディア】</p> <p>○ 「光の道」の実現においては、これまでの設備競争を導入した成果を否定することなく、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべきです。具体的には、以下に挙げるような線路敷設基盤(管路・とう道・電柱等)の利用条件の見直しが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可手続の緩和 ・電柱共架・添架承諾手続の緩和 ・都市部の地中化エリアにおける引込み線の開放 <p>【No. 267 KDDI株式会社】</p>	<p>○ ジュピターテレコム殿のご意見によれば、CATV業界全体の世帯カバー率が既に88%に到達しているとのことですが、この事実は、意欲のある事業者であれば、線路敷設基盤を持たない事業者でも、現在の環境下で自前ネットワークを構築することが十分可能という証左であり、線路敷設基盤は十分にオープン化されていると考えております。</p> <p>○ さらに、当社としては、線路敷設基盤をより利用しやすい環境づくりを進めていく考えであり、例えば、WEBによる電柱添架申請の受付(2010年12月開始予定)や、管路貸出に関する個別契約の書面廃止(2009年9月実施)等に取り組んでおります。</p> <p>○ 一方で、国や自治体におかれましても、道路占用許可手続の緩和等、多くの事業者が自前で設備構築を行いやすい環境作りに向けた取り組みを推進いただきたいと考えております。</p> <p>○ また、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しております。</p>

	他社意見	当社意見
光ファイバの利用に係る自他同等性について	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTTの光ファイバー貸し出しはNTTが利用した後の残りを貸し出すという、まず最初に NTT が利用し、残り物を貸してやるという現実がある。そのため、地域を接続する経路はあっても光ファイバーは利用が満杯で新たに利用しようとしてもできない事例が多い。利用状況の実態はプライバシーなどを理由にまったく不明である。 ○ 空きのない光ファイバーであっても、波長多重を行えば簡単に太い必要なパイプを作れるので NTT の貸出で「D」とされるエリアでは借り受け人は要請があったら波長多重を受け入れ、コストを按分して安価に通常の光ファイバー程度で利用できる対策を法制化する。 【No. 239 ソネット株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中継ダークファイバの利用状況が不明というご指摘と認識しておりますが、当社の中継ダークファイバに関する空き情報の開示や利用手続きなどについては、接続約款等にその内容を定め、適切な対応を行っているところで。 ○ 現行の接続ルールは、既設設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が自ら使用しない設備まで設置することを強制するものではないと考えます。 ○ なお、当社は当社が設置した光波長多重装置（以下、WDM装置）の貸出ルールを、2010年3月に接続約款の認可を受けて整備しております。また、当社が自ら使用しないWDM装置の設置を義務付けることは、2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の情報通信審議会の答申で、「WDM装置の設置を義務化することは適当ではない」と示されており、適当でないと考えます。
NTT東西と接続事業者との手続き等のイコールフットイング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状でもNTT東・西が保有する設備のボトルネック性に着目した第一種指定電気通信設備について接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などが存在しており、現行のルールでは公正な競争を行うための環境としては不十分です。 【No. 267 KDDI株式会社】 	<p>【ダークファイバ等の利用における手続・リードタイム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とは同等に取り扱っており、これは電気通信事業法や接続約款に規定されているところです。 <p>【接続情報の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、他事業者から提供された接続情報の取り扱いについては、ファイアウォールを徹底するため、2010年3月に総務省へ実施計画を提出し、厳正に対処するための取組みを着実に実施しているところです。 ○ 具体的には、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みの構築に向けて、5月に営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム上の措置を講じ、6月にはSO処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を営業部門から分離して設備部門へ移管する等、実施しております。

	他社意見	当社意見
	<p>○ ① 現行の接続ルールの強化 - NTT東・西のダークファイバーを含むアクセス網について、これまで以上に開放ルールを徹底するとともに、その開放状況について監視体制を強化 (具体例: NTT東・西がマンションの棟内に設置した光ファイバーの競争事業者への開放義務化が急務) 【No. 267 KDDI株式会社】</p>	<p>【屋内配線の相互転用】</p> <p>○ 当社は、光屋内配線の相互転用に向けて、ご要望いただいたKDDI殿と、まずは両社で敷設実績のある戸建て向け光屋内配線について、具体的な申込み手続き、工事方法等について協議を重ね、2010年6月に、既設の戸建て向け光屋内配線を転用する場合の工事費について認可申請をしたところですが、</p> <p>なお、マンション向け光屋内配線の転用については、KDDI殿も最近光配線方式で敷設する取組みを開始されたようですが、実際に相互転用に向けた環境が整っているということであれば、相互転用に向けた協議を始めさせていただきたいと思っております。</p>
NGNオープン化	<p>○ 米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。</p> <p>○ このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。</p> <p>【No. 143 米国電気通信協会】</p> <p>○ ブロードバンドの利活用を促進し「光の道」を実現するためには、冒頭に述べたように、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活性化する必要があります。そのため、他の通信事業者のみならず、アプリケーション、ソリューション等のプロバイダーが求める各レイヤーにおいて、ボトルネック設備のみならずNGNを始めとするボトルネック設備と一体となって機能する設備をオープン化し、多様なレイヤーの事業者がユーザーに多彩なサービスが提供できる環境を整えることが今後も重要であると考えます。</p> <p>【No. 267 KDDI株式会社】</p>	<p>○ 当社は、ドライカットパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、積極的にネットワークのオープン化を推進してきた結果、他事業者が自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていると考えております。</p> <p>現に、意欲ある事業者は、独自のIPネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユーザを多数獲得されている環境下において、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では東京都で49.5%、神奈川県で47%と熾烈な競争が展開されています。</p> <p>○ したがって、電話の時代とは異なり、ブロードバンドのネットワーク構造は、それぞれエンドユーザを抱える独立したIPネットワーク同士で接続する構造になっており、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと思います。</p> <p>○ なお、当社のNGNにおいては、当初からインターフェース条件(NNI、SNI、UNI)を開示するなど、オープン化に努めているところであり、多様な事業者がNGNに接続できる環境は整っていると考えております。</p> <p>むしろ、KDDI殿をはじめとして、独自のIPネットワークを自ら構築されている他事業者においても、インターフェース条件やその他接続条件等を開示し、オープン化に努めていただきたいと思います。</p>

	他社意見	当社意見
NGNプラットフォームオープン化	<p>○ IP時代の新たなボトルネックとなり得るNGN上の機能について、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放することが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、認証、QoS、帯域制御、位置固定等のNGNの機能を開放し、NGN網に收容される加入者が、NTT以外の事業者が提供する電話、放送、VOD、VPNなどのサービスを、簡素な手続により適正な価格で利用できるようにすべきです。</p> <p>これにより、様々な事業者がNTTのNGNの仕様に縛られることなく、多様なサービスを提供することが可能となり、ユーザーにより多くの選択肢と技術イノベーションの成果をもたらすことが可能となります。</p> <p>【No. 267 KDDI株式会社】</p> <p>○ NGN上での公正競争を活性化させるためには、通信キャリアの垂直統合モデルではなく、プラットフォームレイヤを開放して複数のプラットフォーム事業者が競争する環境を構築すべきである。また、NGNだけでなく、今後構築される次世代の移動体網でも同様にプラットフォームレイヤが開放されることが、FMCサービスの促進につながる。</p> <p>【No. 185 社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 当社は、当社のNGN上で、お客様が多様なサービスを更にご利用していただけるようにしていきたいと考えておりますが、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。</p> <p>○ したがって、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただき、当社としては、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えます。</p> <p>○ また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>

	他社意見	当社意見
光アクセス上の ラインシェアリン グ	<p>○ NTT 東西のフレッツ光では、0ABJ-IP 電話、インターネットアクセス、放送サービスについて、NTT 東西のプラットフォーム上でのパッケージモデルとなっているため、個々のサービス単位での事業者の参入が事実上不可能な状況になっています。短期間で急速に普及した ADSL 市場を例に挙げると、メタルのラインシェアリング実現と新規事業者の参入によるサービス競争の活発化がその要因であることは明らかであり、光アクセスにおいても同様に、光アクセス基本料を設定し、利用者がサービス毎の事業者選択を可能としてビジネスモデルの多様化を推進することが必要と考えます。なお、光アクセスを基本料金化した上で、同一光アクセス上で複数の事業者によるサービス提供を可能とし、利用者がニーズにあったサービスを選択出来る先取的な形態を実現すれば、サービス競争の進展は期待出来ると考えます。</p> <p>【No. 258 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>○ 当社は、ドライカットパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、積極的にネットワークのオープン化を推進してきた結果、他事業者が自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていると考えております。現に、意欲ある事業者は、独自のIPネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユーザを多数獲得されている環境下であり、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では東京都で49.5%、神奈川県で47%と熾烈な競争が展開されています。</p> <p>○ したがって、電話の時代とは異なり、ブロードバンドのネットワーク構造は、それぞれエンドユーザを抱える独立したIPネットワーク同士で接続する構造になっており、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことは不適切であると考えます。</p>
分岐端末回線単 位の接続料設定	<p>○ NTTが整備済みの光ファイバー基盤をユーザ単位に貸し出す(いわゆる「一分岐貸し」)方式は、それを借りる事業者にとっては設備を「つまみ食い」することで特定のユーザに対しては安価にサービス提供できますが、そうした設備を全体として運用するNTTや、同様に投資リスクを負って設備を自ら構築しているCATV事業者や地域系通信事業者にとっては、きわめて不公平な競争を強いられることとなります。こうした「正直者が馬鹿を見る」制度は、投資意欲の低下によって中長期的にわが国の通信サービスの発展を妨げる一方、そうした地方で努力する事業者の退出によって地域経済の衰退にもつながります。</p> <p>さらに「一分岐貸し」を一旦導入しますと、設備・技術面での変更にあたっては設備を共同で利用している複数の事業者とすべての契約者の同意が必要になり、現実的には変更は困難です。これは技術のイノベーションを止めてしまうことを意味しており、ひいてはサービス面での進歩も停滞させることとなります。こうしたことから利用料金の低廉化のみに注目するのではなく、従来どおり設備競争とサービス競争をバ</p>	<p>○ 当社としては、これまで主張してきたとおり、OSUの共用については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 今後のサービスの多様化や新サービスの提供が困難になること、 ② 現在よりも、提供コストがかさみ、サービス品質が低下すること、 <p>から、実施する考えはありません。</p> <p>当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、OSU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。</p> <p>○ また、OSU共用をしない場合であっても、1分岐当たりの光の接続料を設定すべきとの意見については、接続料金は設備の利用実態(1OSU、1主端末回線を専有)とコストに基づき設定すべきものであり、不適切であると考えます。</p> <p>○ なお、STNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった自ら設備を構築している電力系事業者等からも、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではないとの意見が出されているところであります。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>ランスさせた政策の舵取りをお願いします。 【No. 215 株式会社STNet】</p> <p>○ 光回線の1分岐単位での貸出し要望等、大手事業者であっても自ら設備構築を行わず、「如何にリスクなく安い価格で設備を借りるか」に注力する傾向が強まっており、サービス競争の源泉であり、生活・企業活動の国内基盤であるインフラの充実が軽視されつつあると感じております。</p> <p>現状、NTTダークファイバ開放・局舎コロケーション等、十分設備開放が進んでおり、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備構築を行う事業者に比べて、既に優位な状況にあることから、NTT東西におけるアクセス分離はもとより、光回線の1分岐単位での貸出しといった、さらなる設備開放を目的とした施策を講じる必要はないと考えます。</p> <p>特に、光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備を借りる事業者にはリスクが発生しない一方、貸し出す事業者だけがリスクを負うといったバランスを欠いた仕組みであるため、競争環境の歪みを増長し、結果的に利用率向上に向けた事業者の意欲を削ぐおそれがあります。</p> <p>また、設備共用を前提とした場合、いずれの事業者にも技術イノベーションに対するインセンティブが働かず、アクセス網の高度化・多様化が停滞し、ひいては利用者利便の向上にも繋がらないと考えております。</p> <p>【No. 224 株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>○ 現在の NTT 東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1芯単位、もしくは8分岐単位毎での接続となっているため、収容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず(接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生)、実態上の参入障壁となっています。そのため、従来議論されてきた OSU の共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。</p>	

	他社意見	当社意見
	<p>なお、その場合、実現すべき料金水準としては、メタル系サービスからの移行インセンティブを向上させることを踏まえ、ドライカッパの接続料と同等の経済的条件を確保出来るよう、接続料の設定を行うことが必要と考えます。 【No. 258 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	
<p>NTTグループへのドミナント規制と組織問題</p>	<p>○ NTTグループの司令塔となっている持株会社を廃止し、NTTグループを解体するなど抜本的な構造改革が必要ですが、実現に時間がかかる、あるいは株主の理解が得られない等の理由で実現が困難であるとすれば、次善の策として総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。 具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。 (例：市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止) 【No. 267 KDDI株式会社】</p> <p>○ 営業子会社への顧客情報流出問題に見られるように、NTT各社が子会社と一体となって営業活動を行うなど、優越的地位を濫用してサービス分野での競争状況を歪めることのないように、NTT法の趣旨を踏まえて監視することが必要です。 NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考えます。NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきです。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、</p>	<p>【ドミナント規制について】</p> <p>○ 当社は、これまでも法令等を遵守し、公正競争の確保や設備の徹底したオープン化に努めており、市場支配力の濫用等の問題は生じておらず、追加的な規制は必要ないと考えます。</p> <p>○ むしろ、競争政策としては、問題が生じた際に事後的に解決していくという方向に転換し、ブロードバンド・IP市場において多様化・高度化するお客様ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるように、電話時代の規制を見直し、原則自由な事業展開を行わせることによって、新たな市場創造やイノベーションを促すことが重要と考えます。</p> <p>【活用業務について】</p> <p>○ 当社は活用業務の実施にあたって、NTT法、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>○ 当社は、今後もお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。</p> <p>【アクセス保有部門の構造分離】</p> <p>○ NTTの組織の在り方については、ブロードバンドの利用率向上とは無関係であり、機能分離や構造分離を行っても普及が進むわけではなく、かえってイノベーションを阻害し、経営の効率性の観点でマイナスとなり、企業価値を損ねる上、ブロードバンド普及の観点や健全な競争という観点からも得策ではないことから、機能分離や構造分離は決して取るべき選択肢ではないと考えます。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。 NTT組織見直しにおいても、例えばモバイル／固定や回線／ISPといった異なる分野で統合が行われた場合には、分野をまたがる巨大なドミナント事業者が誕生し、設備・サービス両面において競争状況が阻害されることになり、中長期的に健全な発展にはつながらないと考えます。 【No. 215 株式会社STNet】</p> <p>○ ケーブルテレビ事業者としては、NTTグループが今後圧倒的な市場シェア等を利用して不適正な事業運営を行う可能性が高まるような経営形態のオプションが選択されることのないよう要望するとともに、将来的に何らかの定期的な市場構造のモニタリングや必要があれば是正策が講じられる仕組み等が必要と考えます。 【No. 281 社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p> <p>○ NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。 特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。 【No. 224 株式会社ケイ・オブティコム】</p> <p>○ NTT 東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社（以下、「アクセス回線会社」という。）を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本とします。</p> <p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーション</p>	<p>○ また、アクセス回線会社を分離し、当該会社が一元的に基盤整備を担うことは、上記に加え、これまで当社と設備競争をしてきた電力系事業者やCATV事業者の事業運営にも大きな影響を及ぼすおそれがあると考えており、現に電力系事業者・CATV事業者等からもアクセス回線分離に否定的な意見が多数提出されていることから、取るべき選択肢ではないと考えます。</p>

	他社意見	当社意見
	<p>の登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。</p> <p>また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。</p> <p>その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>【No. 269 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>○ 複数の通信キャリアの競争により、多様なネットワークサービスが提供される環境を創るために、NTTの光アクセス網を分離して複数の通信キャリアが NGN のネットワークサービスを提供する環境を構築すべきである。</p> <p>(略)なお、アクセス網を分離した後の NTT に対して、SMP 規制または新たな指定電気通信設備などによる規制を考えるべきである。</p> <p>【No. 185 社団法人テレコムサービス協会】</p>	
	<p>○ アクセス回線会社の分離に反対いたします。公正な設備競争環境の整備を要望いたします。</p> <p>アクセス回線会社の分離は、これまでリスクを負って設備投資を行い「設備競争」及び「サービス競争」を実施してきた事業者にも多大な影響を及ぼすおそれがあります。基本的方向性にも示されているように事業者間競争は、「サービス競争」と「設備競争」の両面から促進することが重要であり、アクセ</p>	

	他社意見	当社意見
	<p>ス回線の分離等は「設備競争」を否定することであり、結果として、「技術イノベーションの阻害」、「インフラの脆弱化」及び「地方の衰退」にも繋がりがねないことから取るべき選択肢ではないと考えます。</p> <p>【No. 196 東北インテリジェント通信株式会社】</p> <p>○ 独占的なブロードバンド基盤の提供主体を設けることは、これまで地域に根付いて基盤整備や利用率向上に尽力してきた地域系事業者やCATV事業者を撤退に追い込むとともに、設備投資インセンティブや技術イノベーションを阻害し、ひいては消費者の選択肢を狭めることになる等、競争環境や情報通信市場全体に極めて深刻な影響を及ぼすため実施すべきではない。</p> <p>【No. 224 株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>○ これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社やNTT 機能分離によるアクセス整備の一事対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。</p> <p>【No. 243 株式会社ジュピターテレコム】</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	日本テレコムネットワークシステムズ株式会社
-------	-----------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	地域や生活水準によって情報格差があってははいけません。全ての国民に光インフラを利用できる選択肢を与えるべきであり、本意見に賛同します。	

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	40
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	1、社会インフラコスト観点から、地域間格差は容認すべき。 2、国内での公正競争を行うことが、国家政策。 長期戦略から、NTT 弱体化は良くない
上記の意見内容に対する再意見	1、地域間格差は不要。公設民営ベースで検討すべきでなく、如何に格差ない社会のために、且つ、税金投入せず出来るかを検討すべきと考える。 2、公正競争であれば、NTT 弱体化はよくないという意見はおかしい。公開討論、情報公開にて、OPEN な競争促進を期待するとともに、消費者を見たサービス提供を望む。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	zome 株式会社
-------	-----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現 が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料 金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果に より、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待さ れます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>インフラの整備、通信の高速化により更にブロードバン ドコンテンツ(主に動画)の流通が図れます。サービス の品質向上、低価格化により、ユーザーメリットも増大 し、利用者層の増加を見込むことができます。</p> <p>今後のブロードバンドのあるべき姿を追求すると、公正 な競争は不可欠であり、NTT東西の構造分離による公 正な競争環境の実現は、サービス競争を進展させるも のと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。
上記の意見内容に対する再意見	ブロードバンドを基礎インフラ＝ライフラインと位置づけるのであれば、WiMAX等の無線通信は天候や建築物の影響を受けやすく安定感を欠くと思われます。 また、電波帯域の有効利用の観点からも、まずは有線の通信を検討すべきと考えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

※下記は全てソフトバンク社の意見に対する再意見となっております。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛成です。 情報へのアクセスに恵まれているか否かが格差社会の一因になっているように思います。格差を是正するためにも、全国民が等しく情報を享受することの出来る環境を整備することが必要と考えます。フィンランドのようにブロードバンド接続を国民の基本的権利とすべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛成です。 光サービスの料金が高止まりしている理由の一つは、「メタルと光の二重構造になっており、メタルの維持費が高額となっているため」と理解しています。光サービスの料金を低廉化し利用率を上げるためにも、メタル回線を撤去し、維持費を削減する必要があると考えます。

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシヨ ン 100% が達成されることとなります。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>上記意見に賛成です。 インフラを 100%敷設したとしても、その上に乗るコンテンツが充実していなければ意味がありません。老若男女問わず全国民が活用できる、魅力的なサービスを整備する必要がありますと考えます。電子教育、電子医療、電子行政等の利用環境の整備、そしてそれを無料で利用できる仕組みが必須と思います。</p>
<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>上記意見に賛成です。 料金を低廉化し利用率の向上を図るためには、事業者間の自由な競争が不可欠と考えます。FTTH 市場における NTT 東西の独占が続く限り、料金の低廉化は望めません。NTT 東西のアクセス部門の構造分離及び NTT グループ各社の完全な資本分離を実施し、公正な競争環境を実現することが必要と思います。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>光アクセスが整備されているにもかかわらず、なぜ利用率が30%程度に留まっているのか。</p> <p>そこまでの速度が必要ない、料金が、高い、と様々な意見があるのかと思いますが、結局のところ根本にあるのは、「対価を払うだけの魅力あるサービスが無</p>

	<p>い。」と感じている人が多いということだと思います。</p> <p>現状、光のアクセスについては、ほぼNTT東西の寡占状態であり、公正な競争環境であるとは言い難く、それによってさまざまなサービスの可能性が阻害されている状態ともいえます。</p> <p>ソフトバンクの提案するようにアクセス部門を完全分社化し、他社にも公正に開かれた市場にすることで、競争が活性化し、それが料金の低廉化・魅力あるサービスの開発へとつながることで、利用率の向上につながるのではないかと思います。</p> <p>よって、ソフトバンクの意見に賛同いたします。</p>
--	--

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	公的資金等の投入による光アクセス網の整備は、現在の我が国の財政状況を鑑みれば適切ではなく、仮に公的資金等を投入することとなった場合、政治的背景に大きく左右されることになり、日本の国益となり得る情報通信産業の可能性を著しく阻害する恐れがあると思います。景気回復等への牽引役となり得る産業の活性化こそが急務であることは明らかであり、情報通信産業を中心にICT化等を通じて産業を活性化することが可能な「光の道」構想について、2015年という期限での必携に向けたソフトバンク社の具体的かつ説得力のあるプランに賛同致します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
-------	--

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	全般
	意見提出者	
	提出された意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	別紙のとおり	

このたびは、「光の道」構想に関する再意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

<はじめに>

政府の成長戦略の一つに掲げられる「光の道」構想は、ICT 産業のみならず他産業における効率化・活性化を促進する等、低迷を続ける日本経済復活の鍵となる政策であることはもちろんのこと、本格的到来を迎える「情報化社会」における国民生活の基盤を整備する極めて重要な施策であり、弊社共はその推進に大いに賛同するところです。

米国の National Broadband Plan 等に代表されるように、世界の主要国においても、各国が競って情報化社会の基盤となるブロードバンド整備を推進する中、我が国においても「光の道」の整備が進まなければ、国際社会の中でさらにその地位を失っていく恐れがあります。

また、少子高齢化、情報格差等による地方の取り残し等といった社会的問題を抱える日本において、ICT 活用による諸問題解決、情報への公平なアクセス権の保障は国民生活の向上に不可欠なものとなります。

このような国内外の情勢に鑑みれば、「光の道」構想は 2015 年という期限までに何とでも完成させることが必要であり、弊社共はその実現に向けて協力を惜しまない所存です。

この度の「光の道」構想に関する意見募集(以下、「一次意見募集」という。)においても約 300 もの意見が寄せられており、関係者が「光の道」構想の実現に向けて様々な提案を行っていることは喜ばしいものと考えますが、「光の道」構想が国民生活の基盤となるものであることを考慮すると、依然として国民レベルへの議論の浸透度は十分でないと言わざるを得ません。

さらに、寄せられた意見の中には、既得権益保護を目的としたかのような「光の道」構想を停滞若しくは遅滞させるような意見も見られますが、「情報化社会」の本格的到来という大きなパラダイムシフトを迎える中で政策決定者には真の国民利便・我が国の国力増強に資する政策がどのようなものであるかについての判断が求められているものと考えます。

この度の意見募集において寄せられた意見や事業者ヒアリング等を通じて得られた情報等を踏まえて、今後、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース(以下、「タスクフォース」という。)並びに「光の道」ワーキンググループにおかれまして、「光の道」構想実現策を取り纏められることになるものと考えますが、その原案は早期に取り纏めがなされるべきであり、加えて、改めて国民の意見を問う等の直接民主主義を体現した議論のプロセスの導入が必須であると考えます。

以上のような認識の下、一次意見募集において寄せられました意見につきまして、弊社共の考え方を以下に述べさせていただきます。

＜基盤整備の在り方＞

超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における基盤整備の在り方については、可能な限り民間主導で推進すべきという意見が大勢を占めているものと考えます。その上で、民間整備に期待できない不採算地域については、IRU 等を活用した公設民営方式による基盤整備を期待する声がいくつか寄せられているところです。しかしながら、現状の我が国の財政状況等に鑑みれば、可能な限り公費の投入を行わずにブロードバンド基盤の整備を推進すべきであり、究極的には公費の投入を一切行わない整理が理想です。そうした意味では弊社共が提案している「税金ゼロ」での基盤整備方法がタスクフォースでの「光の道」構想実現策検討の有力なたき台の一つと考えます。

なお、弊社共提案に対し、「アクセス手段は光に限定されるべきではない」、「アクセス回線会社による基盤整備は競争を歪める」、「アクセス回線会社のような独占会社においてはインベーションが働かない」等のいくつかの指摘がなされているところですが、弊社共は光回線以外の HFC や無線等のアクセス手段を否定しているわけではなく、地理的特性、経済合理性、ユーザニーズ等を加味し是々非々で多様なアクセス手段を実現していくことは必要と認識しています。しかしながら、今後加速的に増大すると予想される無線通信トラヒック、それに対応する周波数帯域の確保状況、あるいは無線トラヒックの実態が自宅や会社等の屋内で主に発生していること等を加味すれば、自宅や企業のオフィス等各拠点における光回線の引き込みと Wi-Fi 等の組み合わせ利用による無線トラヒックの吸収は必須であると考えます。また、「光の道」整備後において全ての国民に情報アクセス権を保障する観点からも、仮に光ブロードバンド未利用の世帯であっても、光回線を引き込み済みとし、いつでも契約利用が可能となるようにしておくべきです。従って、原則全ての世帯に対する光回線整備を進めることが必要と考えます。

また、光回線整備と並行して、既存のメタル回線を全て撤去するという取り組みも推進する必要があります。この点については、一次意見募集における弊社共意見でもその必要性について詳述しているところですが、現在のメタル回線と光回線の二重ネットワーク構造は必然的にトータルコストの肥大化を発生させ、そのコストが最終的には消費者に提供されるサービスの料金を高止まりさせている状況にあります。すなわち、光回線の整備と並行してメタル回線を全て撤去することは必須であり、この二重ネットワークによる国民負担の増大を可能な限り最小化する観点からも、「光の道」整備は短期間で完了させる必要があります。

この点に関して、日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)殿は、「既存の交換機は、設備の寿命が概ね 10 年後から順次到来する見込み」、「メタルアクセスは、交換機よりも長期の使用に耐えられる見込み」とし、先に寿命を迎える交換機の IP 化を優先して進めることを表明しています。こうしたコアネットワークの IP 化は、年間約 3,900 億円という多額のメタル回線維持費が発生している現在の構図を何ら改善するものではありません。こうした意見表

明と併せて公設民営方式を要望されている NTT 殿の提案は、十分にユーザ・国民負担の視点に立ったものとは到底言えず、むしろ国民負担を増大しつつ「光の道」整備を進めるものであり、またその実現を遅らせる提案以外の何物でもないと考えます。

＜競争のさらなる促進＞

競争のさらなる促進については、独占的地位を謳歌する NTT 殿でさえもその必要性に言及しており、ほぼ全ての関係者がその重要性を認識している事項と考えます。特に、「光の道」の利用率向上という観点では、FTTH 市場を始めとする超高速ブロードバンド市場における非競争的分野での競争促進を図ることが最重要課題です。

公正競争環境の整備については、NTT グループの経営形態の在り方が従前から未解決かつ最大の論点となりますが、一次意見募集における弊社共意見でも詳述したとおり、メタル回線撤去後の光回線上における公正競争環境は、「構造分離」という形態でしか確保することはできません。

なお、構造分離について、「NTT の株主価値が毀損されるのではないか」、「構造分離には時間とコストがかかるのではないか」といった懸念の声も上げられているところですが、これら指摘については、解決可能あるいは構造分離を否定する論拠たりえないと考えます。

まず、株主価値に関しては、原則一つの会社をアクセス部門と上位のサービス部門に分社化するのみであり、株主構成についても現状から変更するものではないことから、当然、トータルとしての株主価値が毀損されることはありません。むしろ、分割による効果として、経営の効率化や事業性の向上等が期待されることから、分離後のアクセス回線会社と上位会社トータルでの株主価値が現在より向上することが十分に想定される場所です。

次に、構造分離に要する時間とコストに関しては、仮に制度・組織・システム変更等に一定の時間とコストを要したとしても、このことをもって、現状の不公正な競争状態を放置することを正当化することはできません。NTT グループの経営形態見直しの先送りは、公正競争環境の阻害、延いては「光の道」整備の阻害につながり、消費者利便を大きく後退させることとなります。前回の NTT 再編成以降、既に 10 年以上が経過していますが、本問題は実質放置され、国民に真の公正競争の恩恵を還元できていない状態が続いていることから、可及的速やかに、NTT グループの経営形態の在り方に関する結論を得ることが必要です。

なお、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを踏まえれば、構造分離に加え、NTT グループ各社の完全資本分離といった措置も併せて実施する必要があると考えます。この点については、一次意見募集における弊社共意見書においても詳述しているところ です。

また、公正競争に係る他の論点として、地域系事業者等より、「基盤整備の主体を独占的な事業者一社に限定する案は不適當」といった意見が出されていますが、弊社共提案は、あくまで設備競争の継続を前提としています。むしろ、アクセス回線会社の新設により、地域系事業者等は、これまで事業展開を行っていない不採算地域等において、アクセス回線会社の

回線を利用することで、事業拡大を図ることも可能であり、多様なサービス提供形態の登場でさらなる競争促進効果も期待されるところです。

なお、一部の地域系事業者等においては、既に弊社共提案のアクセス回線会社の想定料金水準(工事費・基本料)と同等以下で光 IP 電話の単独サービスを提供している事例もあり、こうした事例からもアクセス回線会社の登場をもって、競争が成り立たなくなるといった指摘はあたらぬと考えます。詳細については、別添資料 1 を参照願います。

以上のとおり、弊社共提案は市場における公正な競争の実現こそが真の消費者利便の最大化に資するものであるとの認識に基づくものであり、「光の道」構想は光インフラ整備と NTT 殿の構造分離等の公正競争環境の整備がセットでなされない限り、その実現は不可能であると考えます。

<利活用の推進>

ICT 利活用促進により日本の抱える諸問題解決や経済成長等を図ることは、国民生活向上のため不可欠であり、弊社共としても利活用促進に積極的に協力していく考えです。特に、諸外国と比べ取り組みが遅れている、電子教育、電子医療、電子行政の活用については、政府自らが率先して ICT の積極的な利活用に取り組み、ICT 利活用を促進する規制改革を断行するとともに、民間の通信事業者は高度なインフラ構築や低廉な料金によるサービス・アプリケーションの提供等を実現する官民一体の取り組みが必須と考えます。

弊社共としても、クラウドの構築、生活に密着した各種サービス・アプリケーションの販売はもちろんのこと、弊社共が提案する「光の道」整備完了後における無料ブロードバンドサービス(有料ブロードバンドサービスを契約していない家庭においても電子教科書、電子カルテ、電子行政サービス等を利用できるようにする通信サービス)の提供を行っていく所存です。

<「光の道」への円滑な移行>

「光の道」の実現に際しては、ユーザが光回線サービスへ支障なく移行出来るよう各種手当てを講じる必要があります。例えば、契約約款の変更等を行うことにより、現在メタル回線にて固定電話サービスのみを利用しているユーザが、契約変更なしで光回線に移行することを可能とする必要があります。その際、ユーザ料金が現在より高額とならないよう基本使用料等を同額以下に設定することはもちろんのこと、光回線の引き込み工事についてもその工事費を無償(ユーザ負担としない)とする等の手当てを併せて講じる必要があります。また、使用する電話機についても、アダプタを無償配布することで、現在利用中のものをそのまま利用可能とすべきです。

なお、こうしたサービス切り替え・工事等に関する周知は当然のことながら徹底してなされる必要があります。これらの周知はアクセス回線会社並びにサービス提供会社の双方から実施されるべきと考えます。

また、NTT 殿からは本年 4 月 20 日のタスクフォースにおけるヒアリングにて、メタル回線か

ら光回線への切り替えに際して、光サービスに対応していない機器の取替えについての課題が提示されていますが、関係機関・企業へのヒアリング等を踏まえ、具体的なスケジュールや切り替え手順等の詳細については調整が必要になるものの、これらの課題については全て技術的・経済的に解決可能と弊社共は判断しています。詳細については、参考資料を参照願います。

<その他>

①NTT殿による情報開示の必要性

「光の道」構想実現のための議論を加速させるには、メタル回線から光回線への移行工程や東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿のネットワークに関する具体的な情報が必要となりますが、現状、各種情報が NTT 殿及び NTT 東西殿より開示されていないため、検証作業等に着手できない状況にあります。「光の道」構想の早期実現のため、NTT 殿及び NTT 東西殿は別添資料 2 の情報を早急に開示すべきと考えます。

②国民参画型議論の実現

「光の道」構想は、国民生活の在り方に大きく影響を与える重要な施策であるため、政策決定に当たっては国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠です。一次意見募集においては約 300 件の意見が集まりましたが、「意見提出の方法がわかりづらい」、「意見の政策反映のプロセスが不透明」等の意見もインターネット上に寄せられており、国民の意見を十分に反映できているとは言えません。一次意見募集における弊社共意見で述べたとおり、インターネットを活用した双方向協議等、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきと考えます。

<参考資料>

その他、弊社共提案の詳細については、下記を参照願います。

「光の道の実現に向けて」

http://webcast.softbank.co.jp/ja/pdf/hikari_road/20100823_02.pdf

以上

別添資料1

光IP電話サービス事例

FTTH等とセットで契約せずに利用できる光IP電話サービス(例)

(各料金はIP電話を単独で契約する場合の税別料金)

対象	電気通信事業者名	光IP電話サービス名	初期費用	基本料	固定電話向け通話料 ・区域設定	
マンション向け	KDDI(株)	auひかり 電話サービス	18,000~ 20,000円	1,400円/月	8円/3分	全国一律
	(株)STNet	ピカラ 光でんわ	25,000円	1,300円/月	8円/3分	全国一律
対象非限定	(株)ケイ・オブティ コム	eo光電話	30,000円	1,323円/月	7.4円/3分	近畿2府4県内 一般電話
					8円/3分	近畿2府4県外 一般電話

出典:総務省 電気通信事業政策部会 第11回 参考資料を基に、弊社共作成

別添資料2

NTT殿が開示すべき情報

NTT殿が開示すべき情報(1/2)

項目	質問事項
メタル線→光回線への移行計画	段階的な移行計画内容(時期・期間・地域・方法等)
	メタル/光回線数の予測推移
	移行・撤去対象設備
	移行後のネットワーク構成
	メタル回線撤去コストの見込額、負担方法、計上箇所
	移行期・移行後における事業者向けメニュー(接続箇所・接続条件等)への影響
PSTN→IPへの移行計画	段階的な移行計画内容(時期・期間・地域・方法等)
	PSTN/IP電話契約者数の予測推移
	移行・撤去対象設備
	移行後のネットワーク構成
	移行期・移行後における事業者向けメニュー(接続箇所・接続条件等)への影響

NTT殿が開示すべき情報(2/2)

項目	質問事項
光回線の詳細	総芯線数と総芯線長の内訳 (利用芯線/未利用芯線別、き線点の上部/下部区間別)
	コスト内訳 (利用芯線/未利用芯線別、き線点の上部/下部区間別)
	総ケーブル長
	シェアドアクセスの局外スプリッタの平均稼働率 (NTT/接続事業者別、地域別)
	光配線区域の情報(住所、範囲)
メタル回線の詳細	総芯線数と総芯線長の内訳 (利用芯線/未利用芯線別、き線点の上部/下部区間別)
	コスト内訳 (利用芯線/未利用芯線別、き線点の上部/下部区間別)
	敷設済み芯線の芯線数、芯線長、稼働率の推移 (新設/更改/移設毎、敷設年度別)
	総ケーブル長
	RT設置状況
	光サービス移行後、メタルサービスに戻ったユーザ数
光/メタル回線費用の扱い	施設保全費に占める直課費用・配賦費用の内訳、内容、配賦基準

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	サイバートラスト株式会社
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		上記賛成いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
	上記の意見内容に対する再意見	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	日本電信電話株式会社
-------	------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	別紙のとおり
	意見提出者	別紙のとおり
	提出された 意見内容 (該当部分)	別紙のとおり
上記の意見内容に対する再意見		別紙のとおり

「光の道」構想に関するNTTの考え方

- 8月16日に締め切られた1回目の「光の道」構想に関する意見募集の結果を見ると、ブロードバンドの基盤整備の在り方については、
- ・不採算エリアでは公的支援が必要
 - ・多様な技術の中から選択
- という意見が多数寄せられており、また、ブロードバンドの利用率向上については、
- ・ICT利活用の促進(需要創造)が必要
- との意見が最も多く、NTTの組織形態の在り方については、機能分離・構造分離は必要ないとの意見が多数を占めていたと受けとめております。
- ブロードバンドの基盤整備の在り方については、あくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤の整備は、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。また、従来から、光に限らず、CATVや無線ブロードバンドなどの中から住民ニーズを踏まえて、公的資金によるIRU方式で最適な技術により基盤整備が行われてきており、引き続き同様の考え方により技術中立で進めることが適切と考えます。
- ブロードバンドの利用率向上については、これまでも申し上げてきた通り、ICTの利活用の促進が必要であり、サービスの充実と使い易い端末・料金で需要を喚起することが重要です。ブロードバンドの料金は、これまでも事業者間の熾烈な競争の中で料金の見直しや通信速度の向上等が図られてきており、諸外国と比較しても低廉な水準となっています。むしろICT利活用の促進による需要創造こそがブロードバンドの利用率向上に向けて取り組むべき課題です。ICT利活用の促進については、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取り組み、ICTの利活用を促進する省庁横断的な取り組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取り組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げる必要があると考えます。例えば、教育や医療等の分野における規制緩和や通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料割引といったICTを利活用する人へのインセンティブ付与、リテラシーの向上などにより、ICT利活用を加速させる取り組みが必要です。NTTの組織の在り方については、ブロードバンドの利用率向上とは無関係であり、機能分離や構造分離を行っても普及が進むわけではなく、かえってイノベーションを阻害し、経営の効率性の観点でマイナスとなり、企業価値を損ねる上、ブロードバンド普及の観点や健全な競争という観点からも得策ではないことから、機能分離や構造分離は決して取るべき選択肢ではないと考えます。なお、諸外国でも、ICT利活用、多様なビジネスモデルとアクセス技術を融合させる取り組みを行っています。また、超高速ブロードバンドの整備・普及が遅れている豪州等では、公的資金でアクセス会社を新設(=IRU方式の拡大)し、遅れを取り戻そうとしていますが、その展開については10年程度の期間は要すると伝えられています。

提出された意見	左記意見に対する当社再意見
<p>No. 269 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 8月16日に締め切られた1回目の「光の道」構想に関する意見募集で多数の方々が主張されていた通り、ブロードバンドの利用率向上に必要なことはICT利活用の促進であり、サービスの充実や使い易い端末・料金が重要です。したがって、NTT東西を構造分離することによってアクセス回線会社を新設すれば、単純に料金が低廉化し、利用率の向上につながるものではありません。 ● これまでも事業者間の熾烈な競争の中で、ブロードバンドの料金の見直しや通信速度の向上等が図られてきた結果、諸外国と比較しても低廉な水準^(※1)となっています。したがって、むしろ使い易いサービス・端末、利用サポートへの取り組みが重要です。 ● 機能分離や構造分離は、イノベーションを阻害し、経営の効率性の観点でマイナスとなり、企業価値を損ねる上、ブロードバンド普及の観点や健全な競争という観点からも得策ではないことから、決して取るべき選択肢ではありません。この点については、OECD^(※2)の他、米国ブルッキングス研究所のクランドール博士らによる論文^(※3)においても同様の指摘がされています。 ● また、このアクセス回線会社のみがブロードバンド基盤を整備し、それを他の事業者が借りてサービスを提供する形態ではなく、これまでも設備競争の中で世界最高水準の超高速ブロードバンド環境を実現してきたように、今後も、電力系の光やCATV、無線ブロードバンドなどによる設備競争を前提に、ユーザのニーズに対応し、ユーザの自由な選択を可能とする環境を提供していくことが重要です。 <p>(※1)「ITU World Information Society Report 2007」 Table2 : Broadband Market Data Top Twenty Largest Broadband Markets (http://www.itu.int/osg/spu/publications/worldinformationsociety/2007/WISR07-summary.pdf)</p> <p>(※2)「The Benefits and Costs of Structural Separation of the Local Loop」(2003) (http://www.oecd.org/dataoecd/39/63/18518340.pdf)</p> <p>(※3)「Vertical Separation of Telecommunications Networks ; Evidence from Five Countries」 Robert W. Crandall, Jeffrey A. Eisenach, and Robert E. Litan (2010) (http://www.law.indiana.edu/fclj/pubs/v62/no3/7-%20CRANDALL_FINAL.pdf)</p>

提出された意見	左記意見に対する当社再意見
<p>No. 269 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうへ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ソフトバンク殿の提案は、各世帯へWi-Fi機能を具備するアダプタを配布するとともにクラウドネットワークを活用した電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備を2015年までに完了するとしていますが、このような全国民に関わる重要な提案は、本来、全体像が示されたうえで十分な議論が必要です、また、そのために必要な情報が特徴的な部分に限って断片的に述べられており、重要な情報が欠落しているため、このような提案は不適切であると考えます。具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> ①電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを国民が利用する仕組み(提供主体やコスト負担方法等)が不明 ②契約の有無に関わらずすべての世帯において無料で利用可能とする際の提供主体と敷設コスト負担 ③アクセスを光ブロードバンドに限定 ④ISP利用の契約や料金負担が不明 ⑤サービスや設備の分界点が不明 等の提案の実現性を大きく左右する重要な点において、全く根拠や考え方が示されていません。また、この提案の実現には多くの課題解決や相応のコスト・時間も必要になることが想定されますが、その点については全く触れていません。 ● ソフトバンク殿の提案は、端末(アダプタ)からクラウドサービスまでをフルに垂直統合するものと考えられますが、そうだとすれば、通信事業者だけでなく、サービス提供事業者等の様々なプレイヤーの存在を無視するものとなります。これまでの日本の情報通信市場におけるサービス提供や競争の在り方について大きな変更を伴う提案であり、ユーザや事業者を含めた慎重な議論が必要です。 ● NTTとしては、ICT利活用の支援を含め、光と無線を使ったブロードバンドの取り組みを、関連プレイヤーとコラボレーションしつつ、グループの総力を挙げて推進していきます。具体的には、諸外国に比べ利用が進んでいない電子政府、教育、医療等における政府・自治体のI

提出された意見	左記意見に対する当社再意見
	<p>CT利活用への協力や、地域コミュニティの核となる学校等の公的施設向けのブロードバンドの提供を行っていく考えです。また、先般、総務省のいわゆる「フューチャースクール」において、東日本エリアをNTTコミュニケーションズが落札しましたが、教育をはじめ、各分野におけるICT利活用について積極的に取り組んで参ります。</p>
<p>No. 267 【KDDI株式会社】※他、同趣旨の意見多数 未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。 効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。海外の事例を見ても、例えば米国においては、各地域を業務範囲とする多数の小規模な電気通信事業者やCATV事業者を活用して、全国レベルでブロードバンドの整備が進められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ブロードバンドの基盤整備においては、設備競争が有効であり、光に限定せず、技術中立性が重要であることは、事業者のみならず個人の方々からも多くの意見が寄せられたことから明らかです。ブロードバンドアクセスの手段についてもアプリケーション・端末等と同様に、ユーザのニーズに沿った選択によるものとすべきです。 特定の技術による基盤整備で期限を切って100%の普及を目指すことは現実的な選択肢ではなく、光に限らず、CATVや無線ブロードバンドなどの中から技術中立で進めることが適切です。また、不採算エリアにおいては、公的資金によるIRU方式で、地域ごとに最適な技術により基盤整備を行うことが最も経済合理的です。
<p>No. 267 【KDDI株式会社】 NTTグループの司令塔となっている持株会社を廃止し、NTTグループを解体するなど抜本的な構造改革が必要ですが、実現に時間がかかる、あるいは株主の理解が得られない等の理由で実現が困難であるとすれば、次善の策として総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。 具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。 (例:市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。こうしたパラダイム変化に対応して、情報通信分野の規制については、ブロードバンド・IP時代に相応しいルールに転換すべきです。すなわち、かつての電話時代と異なり、現在は、NTTだけがグループ内で連携したサービス提供が困難となっていますが、こうした事前規制を見直して、ユーザの利便性の観点から、事後規制へ政策を見直すべきと考えます。 ユーザは、技術の革新やサービスの進展による利便性の向上を、規制によって妨げられることなく等しく享受できるようにすべきであり、そ

提出された意見	左記意見に対する当社再意見
社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)	のためには少なくともユーザが求めるサービスは、NTTも提供可能とすべきと考えます。他事業者においては、固定電話と携帯電話の一括請求のみならずセット割引等のサービスも数年前から提供していますが、NTTでは、お客様からご要望があるものの、同様のサービスを提供できないため、大きな問題であると考えております。したがって、ユーザの利便性を阻害するような支配的事業者規制は導入すべきではありません。

以上

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有 料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において 無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、 及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの 利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、 有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が 達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	「光の道」整備により地域格差なく無料で公的サービス を利用するという構想は大変すばらしいと思う。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社ジュピターテレコム
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

①基盤整備の在り方について

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア（約10%の世帯）における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> <p>（前略）…未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。</p> <p>効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話（LTE等）などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです（※1）。</p> <p>海外の事例を見ても、例えば米国においては、各地域を業務範囲とする多数の小規模な電気通信事業者やCATV事業者を活用して、全国レベルでブロードバンドの整備が進められています（※2）。…（後略）</p>
	意見番号	269
意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	
提出された意見内容 (該当部分)	<p>（4）メタル回線撤去の必然性</p> <p>（前略）…有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能であると考えます。まず構造分離を実現することで、NTT東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての事業者に公平な接続環境を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースにした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促</p>	

		進されます。…（後略）
	意見番号	224
	意見提出者	ケイ・オプティコム株式会社
	提出された意見内容 （該当部分）	<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア（約10%の世帯）における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> <p>（前略）…そのため、基盤整備を目的化することなく、利活用を促進し利用率向上を図るなかで、基盤整備に向けた機運を高めていくといったアプローチが本来重要であると考えます。</p> <p>また、利用率が向上すれば、基盤整備に係るコストの低減も見込まれ、全体として基盤整備が進みやすくなるものとも考えられます。…（後略）</p>
	意見番号	281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された意見内容 （該当部分）	<p>①「10%」エリアの精査</p> <p>NTT東西の未整備エリアである約「10%」の中には、ケーブルテレビ事業者が自らリスクを取り、既にネットワーク基盤を整備しているエリアが存在し、これらのエリアで既にO A B J 電話や30Mbpsを超える超高速インターネット接続サービスの提供がなされているケースが少なからず存在します。また、地方自治体が自ら光ファイバ網等を整備し、IRU方式でケーブルテレビ事業者等に運営させている事例も多数見られるところです。</p> <p>さらには、FTTHが整備されていない地域でも、ケーブルテレビ施設が敷設されていたり、また近隣までケーブルテレビ事業者のネットワークが敷設されていたりする場合には、これをアップグレードすることで、比較的低コストで超高速ブロードバンド網を整備することも可能となっています。</p> <p>このような地域については、新たに一からアクセス網の整備を行う必要がない可能性があり、超高速ブロードバンド網整備の前提として、こうした「未整備地域」の正確な把握、及び今後の整備対象範囲の明確化を行うことが不可欠と考えます。…（後略）</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>設備競争の促進が基盤整備に不可欠とする意見について賛同し、NTTの構造分離にて基盤整備を行う意見について反対いたします。</p> <p>設備の基盤整備は原則として、設備競争とサービス競争を両輪とした、公正競争の促進にて進められるべきと考えます。</p> <p>設備としてのインフラ構築の重要性もさることながら、整備された設備の利用率向上こそ、業界で解消すべき課題であると考えており、利用率向上による採算エリアの拡大が基盤整備に寄与すると考えます。</p> <p>基盤整備にあたっては、FTTHのみを対象とした議論では</p>

	<p>なく、各社の主張にもあるように、多種多様なアクセス回線による適したネットワークを選定した基盤整備が効率的でかつ、将来的に安価になると認識しております。</p> <p>一部事業者にて主張されるように、N T Tの構造分離を行い設立されたインフラ会社によりF T T Hに限定して基盤整備を行うことは、将来的にインフラの技術革新の停滞、新技術の意欲的な導入に対するインセンティブの低下、地域の衰退等、公共の福祉に悪影響をもたらす恐れがあることは、各社より主張されているところです。</p> <p>現在の競争環境でも設備競争が可能であることは、当社を始めとする各ケーブルテレビ事業者が各地で設備構築を行っていることから明白であり、設備競争への参入を行わずにサービス競争だけに焦点をあてて、現在の競争環境を不公正であると言及を行うことはバランスの欠いた意見であるといわざるを得ません。</p> <p>また、低廉なサービスを提供するため、設備競争とサービス競争を両輪とした公正競争が効果的であることは、関西におけるN T T西日本と当社を始めとする設備事業者の熾烈な競争によるサービス価格の低下が証明しております。</p> <p>一社のインフラ会社に基盤整備を委ねて、恣意的に設備の提供価格を下げるという方策は、公正競争を支える設備競争を否定することとなり、設備競争事業者の市場撤退が進んだ場合、最終的に国民の利便性にも悪影響を及ぼす可能性がございます。</p> <p>よって、基盤整備については、各事業者の努力による設備競争を中心に検討を進めるべきと考えます。</p> <p>また、ケーブルテレビ連盟の意見にもありますとおり、ケーブルテレビの設備は、現状、超高速ブロードバンドサービスの提供を行っていない場合でも、ネットワークの新規構築に比較して、安価なコストで基盤の整備が可能となっております。</p> <p>その他、W i M A XやL T Eといった無線を組み合わせることで、各地における基盤整備コストが低減されることは、各社の意見からも明らかです。</p> <p>従って、設備競争による基盤整備と各未整備地域の状況を鑑み、適したアクセス回線を選定した官民一体の基盤整備が公正競争を維持し、かつ、効率的な方法であると考えます。</p> <p>当社としても、基盤整備にあたり、積極的に設備競争を進めていく予定です。</p>
--	---

②利用率向上について

「光の道」構想に関する意見募集において提	意見番号	267
	意見提出者	K D D I 株式会社

出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	<p>【市場環境の変化と総合的な市場支配力に着目したドミナント規制】</p> <p>(前略) … I P化の進展により通信市場の競争環境が変化中、NTTグループはNGNを基点に持株会社の下で連携し、あらゆる分野にその事業領域を拡大しているところです。具体的には、固定通信に加え、今なお約50%のシェアを維持し続ける携帯事業からソリューション、システム開発、金融から不動産などの周辺の市場に至るまで巨大な企業グループを形成し、垂直・水平方向に連携を強化することによって、コアとなる電気通信事業での市場支配力を磐石なものとしています。このような状況に鑑みれば、市場における公正競争環境をこれまで以上に注視し、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なビジネスモデルで自由にサービスを提供できる環境を維持することが必要であると考えます。</p>
	意見番号	224
	意見提出者	ケイ・オプティコム株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>(2) 公正競争環境の確保について</p> <p>(前略) …</p> <p>① NTTグループの市場支配力等に係る問題</p> <p>NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあります。さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。</p> <p>特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。</p> <p>そのため、NTTの組織形態の在り方についても、これらを是正する観点から検討するべきであると考えます。…(後略)</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>ケイ・オプティコム、KDDIより発出されたNTTグループの市場支配力に関する意見について賛同いたします。</p> <p>超高速ブロードバンドの普及が多様な市場のサービスに影響を与える等、通信における市場確定は以前に比べ、困難となっております。</p> <p>今後、通信を基盤にした多種多様なサービスの提供が進んでいくと考えており、NTT地域会社がドミナント事業者として制限されている事業について、フレッツ・テレビによる実質的な放送事業への参入のように、関係グループ会社等を通じて実質的に参入する可能性もあることから、以下の通り、現在整備されている制度の本来の目的にそった内容への見直し・強化や、レバレッジに対する事前規制導入を検討すべきと考えます。</p>

弊社はかねてより、活用業務を利用した禁止行為の実施として、「フレッツ・テレビ」を例にあげ、以下の内容を主張してまいりました。

- ・ N T T東西本体が放送業務への参入を禁止されているにも関わらず、オプティキャスト等を利用した放送業務への実質的な参入を、活用業務を利用して実現している。
- ・ 「フレッツ・テレビ」は、「地デジ対策」を前面に押し出し、N T T東西のロゴを冠した広告をテレビ、新聞等で広範囲かつ大々的に展開し、外形的、かつ実質的にN T T東西が提供を行っている。
- ・ 放送事業者（オプティキャスト）及び代理販売業務を行う事業者（オプティキャスト・マーケティング）を用い、N T T東西がその販売・取次等を受託し、料金回収も合わせて行うこととなっており、お客様からみて、N T T東西が放送サービスを行っていることとなんら変わらない状態となっている。

本件だけを取ってみても、関係事業者が提供するサービスに対するN T Tブランドを全面的に使用した広告、CM等の営業活動や、受託業務間の広告費に関する相互補助の恐れ、通信での地位を利用した他市場への参入といった、業界の変化によって新たに問題提起されている課題が内包されております。

このことから、新たな課題を提起されている活用業務や目的達成業務といった制度について、本来の目的にあった内容に再度整理する必要があると考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	アリババ株式会社
-------	----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
	上記の意見内容に対する再意見	

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおられますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社殿
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。 ● PSTNのマイグレーションについては、従来から申し上げているとおり、コアネットワークのIP化に伴うサービス等の扱いおよび解決すべき課題についての考え方や選択肢を今年の秋に提示し、事業者間の合意形成やユーザのコンセンサス形成に向けた意見提起を行っていく考えです。
上記の意見内容に対する再意見	<p>【結論】 この意見に、大反対です。</p> <p>【理由】 私は、私の意見として、No.264にて、主張を申し上げました。その中でも申し上げました通り、「現在の割高な通信費用を、如何にして解決するか」が、この整備におけるポイントである、と考えております。</p> <p>その根拠の1つが、総務省発行、「平成二十二年度 通信白書」の『すべての国民がICTの恩恵を享受する社会を実現する為の課題』(PDF版 P.30~32)であると認識するからです。</p> <p>従って、本意見募集に当たっては、この課題を解決する目的を持って、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。 2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。 <p>に対する、意見を表明しなければならない、と考えるものであります。</p> <p>一方、No.256 日本電信電話株式会社殿におかれましては、</p>	

1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。

残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。

との事であり、私が私の意見として、No.264にて懸念を表明した通り、税投入をその在り方として据える姿勢を取り続ける事には、甚だ疑念を持たざるを得ません。

特に、この補助金(例:国が3分の1)などを投入する行為とは、自治体負担を強いる事で、結果として利用者負担に掛かるものであり、安価な利用料金を実現できるとは言えないからです。

その事実、自治体の意見として、
「No.7 福岡県」「No.133 十島村」「No.138 静岡県」「No.183 南小国町」「No.194 鹿児島県」「No.228 北海道情報政策課」「No.231 徳島県阿波市」などから提出された、そこにおける解決すべき課題とは、

- ・ 新規整備に掛かる自治体の負担
- ・ 維持管理費や耐用年数経過後の再整備による自治体負担

に対する、財源確保が困難な状態である事です。

よって、日本電信電話株式会社殿におかれましては、「これらの課題を、どうやって解決できるか」、という意見を表明するべきである、と考えるものです。

また、

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

PSTNのマイグレーションについては、従来から申し上げているとおり、コアネットワークのIP化に伴うサービス等の扱いおよび解決すべき課題についての考え方や選択肢を今年の秋に提示し、事業者間の合意形成やユーザのコンセンサス形成に向けた意見提起を行っていく考えです。

に関しては、「超高速ブロードバンド基盤」としての質問主旨とは異なる、アナログ電話交換機の置換え(IP化)に関する説明でしかありません。

このメタル回線での「超高速ブロードバンド」の実現性が見通せない実情を明らかにする事が無いばかりでなく、本タスクフォース

において、議論の俎上に載せないのは何故でしょうか。
(もし、実現性があるならば、そもそも、政府・自治体に対し、光ファイバー・アクセス網等による整備補完を求める事が無い筈です。)

そして、現在の東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社殿が保有されているメタル回線で起きている課題(降雨、降雪、強風などの気象要因から発生する課題)に対する説明を、本タスクフォースは求めるべきだと考えます。

尚、以下の意見表明は、誠に遺憾である、と言わざるを得ません。

仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いと考えます。

なぜならば、本意見は、整備や利用率向上の為の意見では無いからです。

仮に分離を行う場合には、一日でも早く実現できるよう、是非とも積極的に課題を解決して頂き、日本の通信環境の向上を図れるよう、切に希望申し上げます。

そして、ソフトバンク殿が提唱される、『国民や事業者を交えたオープンな議論』において、「私達が抱える疑問」、「地方自治体が抱える課題」といった、「利用者や現場の発する生の声」を議論の俎上に乗せる事で解決していけるよう、総務省殿、並びに各事業者殿におかれましては、その実現に向けて、宜しく願い申し上げます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社コミュニティネットワークセンター
-------	----------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 殿 ソフトバンクテレコム株式会社 殿 ソフトバンクモバイル株式会社 殿
	提出された 意見内容 (該当部分)	(1)アクセス回線会社の設立 現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>私どもケーブルテレビ事業者は、過去を振り返ると、公平な競争下のもと、当時NTTグループ殿が推進するISDNに対抗した、安価な常時接続サービスの実施や、FTTHへの対抗策とする、DOCSIS3.0による高速ブロードバンドサービス(下り100Mbps超過)の実現など、業界全体としての技術レベル向上を図りながら、加入者様へのサービス向上を推進してまいりました。</p> <p>弊社以外の意見にもありますように、設備競争のない独占的なアクセス網環境の下では、技術革新の停滞や、整備・維持管理コストの膨張に繋がることになると考えます。</p> <p>また、ICT サービスは、光ファイバ網だけがアクセス網ではなく、携帯電話や WiMAX などの無線ブロードバンド網、ケーブルテレビが採用している光ハイブリッド網(FTTN/HFC)など、多種多様なネットワークから利用者が自分のニーズにあったものを自由に選択することがブロードバンドの利用率を向上させる要因の一つと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ユーティースターコムジャパン株式会社
-------	--------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、ならびに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもが NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がポトルネット設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>光ブロードバンドの普及並びに利用率の向上は、わが国の生活基盤の一つとなっている情報インフラ整備にとって重要であり緊急な課題であります。</p> <p>光アクセス網の整備による光ブロードバンドの普及並びに利用率の向上は、国民生活の情報格差をなくし、生活</p>

の利便性向上をもたらし、よりよい社会の構築には欠かせない施策であると考えます。この整備においてファイバーのみならず、工事、維持費の低廉化が進むことの議論がなされていますが、更にそこに利用される通信装置、端末などの利用促進、機能の共通化、性能向上の研究が進むことで、より優れたサービスをもたらす利用環境が整うことが期待されます。装置ベンダーにおける共通の競争条件の中での十分な市場規模ターゲットは、各種のコスト削減を可能にし、その上で機器の開発、製造が実現できることで、利用者の利便性を高めたソリューション、サービスを廉価で提供することを可能にします。したがって、アクセス回線の分離、新会社設立という構造分離は、利用者に廉価で利便性の高いサービスやアプリケーションを実現するより優れた機器、装置提供という観点でも望まれる方向性であると考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(4) メタル回線撤去の必要性 <中略> 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。 <中略> メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約7,600億円、光回線の維持費として約3,100億円、合計1兆700億円の費用が年間で計上されているものを光回線分のみに行うことができるため、維持費が年間約5,200億円に縮小します。結果として、約5,000億円の費用削減が可能となります。
上記の意見内容に対する再意見	メタル回線の維持費が全体の70%を占めている事実は、情報化社会の進展の大きな障害要因であり、極めて深刻な状況であると言わざるを得ません。 上記意見では、光整備率を90%から100%実現のために光回線の維持費を大幅に増額(約66%増)しても、トータルで約5,000億円の費用削減が可能となることを示しており、光回線に一本化する合理性を十分に説明できている点が高く評価できます。 メタル回線と光回線の二重投資は極めて無駄が大きい ため、メタル回線をすべて撤去し、光整備率100%実現と約5,000億円の維持費削減を実現することが急務と考えています。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保 全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字とな る会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約 4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。 光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円 のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定して いますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可 能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考 えています。</p> <p>以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金 を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可 能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントにな ります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>・メタルと光回線の二重投資ではなく、メタル回線を早期 に撤去すべきという考えに賛成致します。</p> <p>アクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっ ているため、維持費が割高になっています。メタル回線につ いては、敷設後20年以上経過していることから、故障の 可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタ ル回線に起因するものとなっています。</p> <p>光アクセス基盤を敷設するとともに、光回線と比して割高 な維持費を発生させているメタル回線を撤去することで、 ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの 維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回 線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回 線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回 線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、 NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方 部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線 こそ、光回線への置き換えがメタル回線撤去に当たって は、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切</p>

	<p>り替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法というソフトバンクモバイル株式会社様の意見に賛成です。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		これまで、採算の合わない地域への基盤インフラの整備については国の支援を受けた「公設民営方式」の採用が第一に検討されたことですが、今後これに変わるものとして今回のソフトバンクの述べるような可能な限り公的資金を使わない方策はさらに踏み込んで検討すべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		「光の道」構想の要は、より安価な光回線網を提供し続けられるためのインフラ設備環境の実現にもあると考えます。今回のソフトバンクの意見(試算)にあるような現在の膨大な回線維持守費用が半減するための方策についてはその実現に向け、さらに掘り下げた検討、検証がなされるべきと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	スカパーJSAT 株式会社
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	276
	意見提出者	日本電気株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	・その技術的手段としては、全てを FTTH でカバーするのではなく、状況に応じてケーブル・BWAに加え衛星等による実現を検討していくべきである。
上記の意見内容に対する再意見	<p>光の道整備の手段を FTTH に限定することなく、状況に応じて、衛星等他の手段により実現を検討していくことに賛同致しません。</p> <p>衛星は広域性・ブロードバンド性を特徴に持ち、衛星方向が見通せれば、小型アンテナの設置により通信が可能であるため、山間部や離島等、FTTH によるインフラ整備に経済合理性が働かない地域においては、有効な手段の一つであると考えます。</p> <p>また、衛星を地上回線のバックアップとして用いることで、震災等の大規模災害により、地上回線による通信が困難になった場合でも、柔軟に回線を設定することができ、安心・安全な社会の実現にもつながると考えます。</p> <p>現在国内においては、商用サービスでは数 Mbps 程度の衛星通信サービスが提供されていますが(別紙①参照)、欧米では Ka-band を搭載した衛星により、更に高速な衛星通信サービスの提供も予定されており、長期的には、国内においても衛星による超高速ブロードバンドインフラの構築が可能であると考えます。(別紙②参照)</p>	

別紙① 衛星インターネットサービスの例

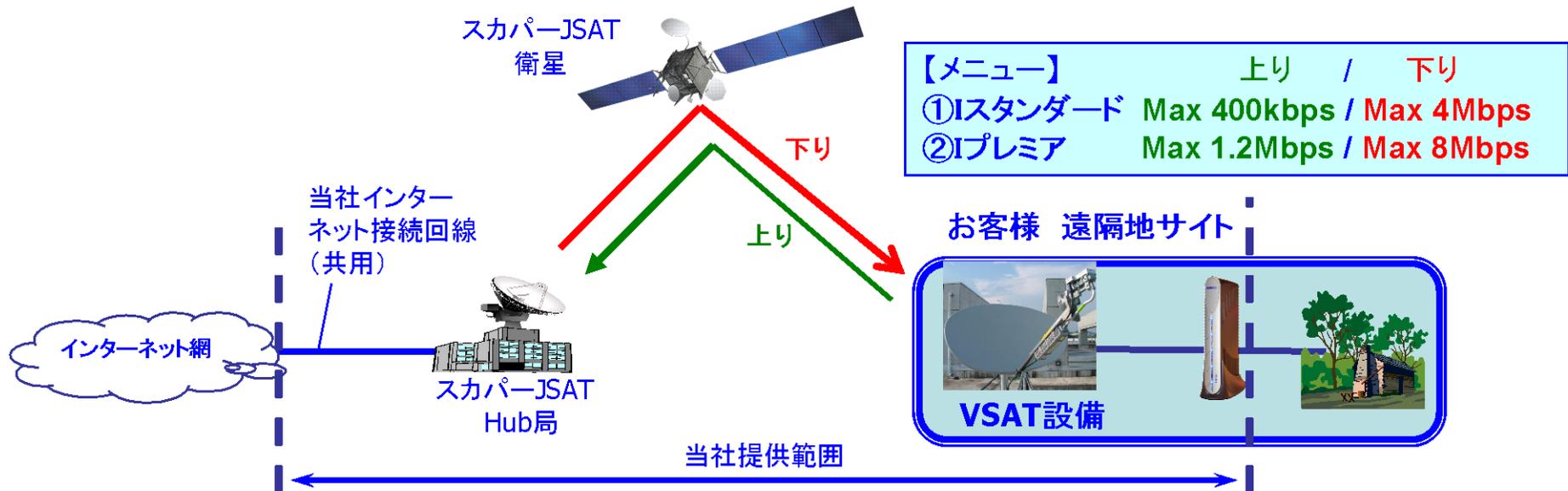
衛星IPネットワークサービス



ExBird

エクスバード

衛星によるインターネット接続回線をご提供する
ベストエフォート型(速度保証なし)のプラン



<ご注意点>

- ・ウェブアクセスに適しています。
- ・回線のご利用状況等により、著しく通信速度が低下する場合がございます。
- ・インターネット側からVSAT側へは、セキュリティポリシー上接続できません。

<想定ご利用シーン例>



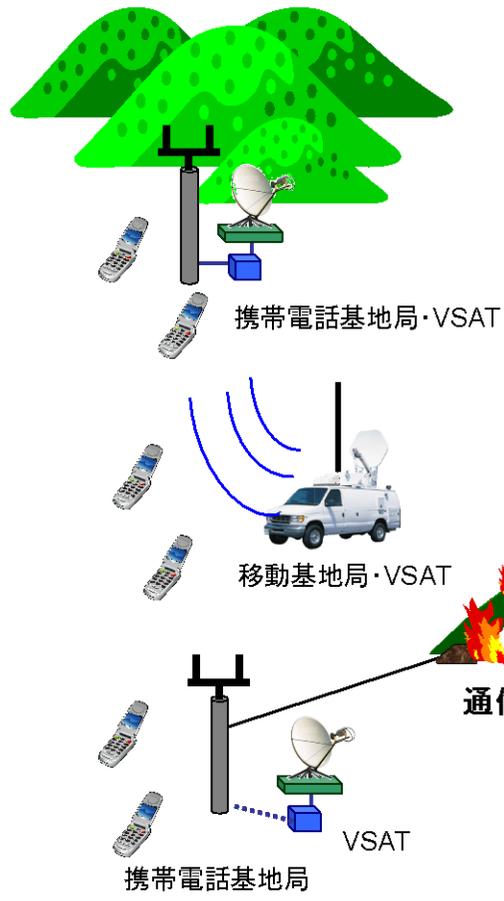
山小屋など



牧場など

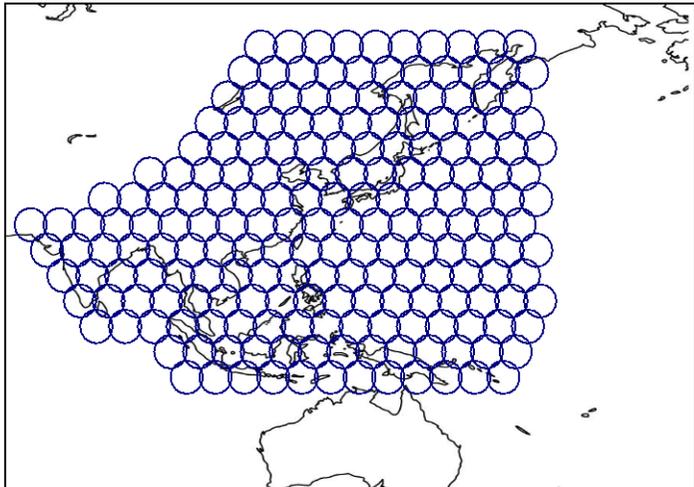
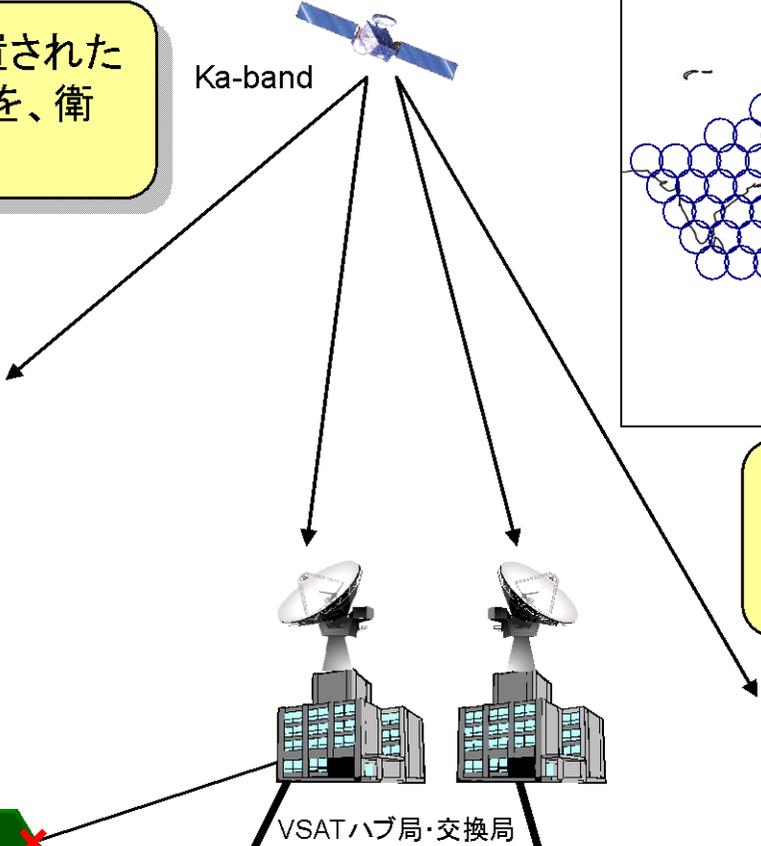
別紙② 将来イメージ

携帯電話未整備エリアに設置された
基地局～交換局間の伝送路を、衛
星回線経由で設定。



超高速大容量通信衛星

Ka-band



地上回線未整備地域にお
いても、衛星経由で高速ブ
ロードバンドの利用が可能。



災害等により地上回線が寸断されても、
伝送路の確保が可能。(VSAT搭載移動
基地局、可搬VSAT)

